

令和 7 年 3 月 7 日 (金曜日)

令和 6 年度南三陸町議会 3 月会議会議録

(第 4 日目)

令和7年3月7日（金曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君

町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	菅原義明君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君
上下水道事業所長	山内徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤宏明君
教育育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君
代表監査委員	横山孝明君
監査委員事務局長	佐藤正文君
選挙管理委員会事務局書記長	千葉啓君
農業委員会事務局長	遠藤和美君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤正文
主幹	佐藤美恵

議事日程 第4号

- 令和7年3月7日（金曜日） 午前10時00分 開議
- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第60号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第 3 議案第61号 南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第62号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する

る基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

- 第 5 議案第 6 3 号 南三陸町高額療養費等貸付基金条例を廃止する条例制定について
- 第 6 議案第 6 4 号 町道路線の認定について
- 第 7 議案第 6 5 号 町道路線の認定について
- 第 8 議案第 6 6 号 町道路線の廃止について
- 第 9 議案第 6 7 号 町道路線の変更について
- 第 10 議案第 6 8 号 町道路線の変更について
- 第 11 議案第 6 9 号 権利の放棄について
- 第 12 質問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 13 質問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 14 質問第 4 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 第 15 議案第 7 0 号 令和 6 年度南三陸町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 16 議案第 7 1 号 令和 6 年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 第 17 議案第 7 2 号 令和 6 年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 18 議案第 7 3 号 令和 6 年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 第 19 議案第 7 4 号 令和 6 年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 20 議案第 7 5 号 令和 6 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 第 21 議案第 7 6 号 令和 7 年度南三陸町一般会計予算
- 第 22 議案第 7 7 号 令和 7 年度南三陸町国民健康保険特別会計予算
- 第 23 議案第 7 8 号 令和 7 年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 24 議案第 7 9 号 令和 7 年度南三陸町介護保険特別会計予算
- 第 25 議案第 8 0 号 令和 7 年度南三陸町市場事業特別会計予算
- 第 26 議案第 8 1 号 令和 7 年度南三陸町水道事業会計予算
- 第 27 議案第 8 2 号 令和 7 年度南三陸町下水道事業会計予算
- 第 28 議案第 8 3 号 令和 7 年度南三陸町病院事業会計予算
- 第 29 議案第 8 4 号 令和 7 年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 20 まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日も円滑な議会運営によろしく御協力をお願いします。

ただいまの出席議員数は13人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により議長において、5番佐藤雄一君、6番後藤伸太郎君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第60号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第60号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第60号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の施行に対応すべく、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） それでは、議案第60号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について細部説明をいたします。

議案書は30、31ページ、議案関係参考資料は41、42ページとなります。

この条例では、第1条で南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を、第2条で南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を改正の趣旨が同様であることから、合わせて1本の条例で改正するものであります。

今回の改正内容であります、このたび地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、各基準省令等の一部が改正され、これまで管理栄養士の国家試験受験資格を得るために栄養士免許の取得が必要であったものが、令和7年4月1日に施行される栄養士法改正により、栄養士免許の取得が不要とされたことから、条例中、所要の事項を改正するものであります。

改正の内容ですが、第1条、第2条ともに栄養士の配置を求めていた部分につき、今後において栄養士免許を持たない管理栄養士が出てくることが想定されますことから、この管理栄養士も対象となるよう規定の整備を行うものであります。

施行期日は令和7年4月1日となります。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 （「なし」の声あり） ないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第60号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第61号 南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第61号南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一

部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第61号南三陸町スポーツ交流村設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、南三陸町スポーツ交流村総合体育館アリーナの設備の利用料金に特例措置を設けたいため、所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） おはようございます。

それでは、細部説明を行います。

議案書33ページ、議案関係参考資料は43ページをお開きください。

今回的一部改正条例につきましては、総合体育館アリーナの照明設備が設備不良のため、通常の明るさを確保できていない状態であることから、利用料金を徴収しないことにするための改正でございます。

具体には、経年劣化により、60灯ある照明器具のうち4分の1ほどが点灯していない状況となっています。施設利用の皆様には御不便と御迷惑をおかけしておりますことに対し、大変申し訳なく思っているところでございます。

現在、設備改修の計画を立てているところではありますが、改修工事が終了するまでの間、利用料金に関する特例措置の設定について、条例附則に1項を加える改正を行うというものでございます。

施行期日は条例公布の日からとしています。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 私の自意識過剰でなければ、先般、一般質問したときに指摘させていただいた内容が反映された結果なのかなというふうに思っておるんですけども、何点かお伺いしたいと思うんですが、照明がついていない、3分の1ついてないんだったら、4分の1ついてないんだったらその分減額したらいいんじゃないのというような話を一般質問でした記憶があるんですが、条例改正ということで、一切というか、使用料は取るけれども、電

気の使用料としてもらっている分はゼロにしますという内容かなというふうに思うんですけども、当分の間とあります。どの期間を想定しているのか。それが解除される、この条例がなくなるというときには照明の設備がしっかりついているということだと思いますけれども、それはいつの見込みなのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 先ほどもお話ししましたとおり、改修工事の計画を立てているところでございますけれども、令和7年度事業として今議会に提案させていただくことになっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） もう一つというか、もう何点かお伺いしたいんですが、今まで照明はついてなかったわけです。そうなったら、暗い中、スポーツをされていた方々がいらっしゃるので、例えば今まで納めていただいた照明分の使用料を遡って利用していただいた方に返還するなんていうことが可能なのかどうかお伺いしたいのがまず1点。

それと、令和7年度事業で照明は取り替えますと、従前のとおり万全な状態にいたしますと、その後は利用料を当然頂くということになると思うんですが、今まで不便をかけていたということがありますから、照明が直ってすぐ利用料を取り始めるのではなくて、例えばその年度は照明は直ったけれども徴収しないという期間を後に延ばすということは考えているのかどうか、そこをお伺いしたいのが2点目。

それと、利用料が徴収できないということになりますから、財政的に少し、本来照明がちゃんとついていればもらえる分がもらえないけれども、完全ではないけれども照明自体はつけるわけですから電気料がかかります。そうなったら、その差額分といいますか、それは指定管理者が負担するという感じになるのか、町の財政でそこは出しますよということになるのか、どういう協議になっているのか、そこをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 何点か御質問がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、照明設備に係る料金を遡って適用させるのかということについては、申し訳ありませんが、あくまでも条例公布の日からということで考えているところでございます。

それから、LED化が終了して完全な状態になった場合の料金の設定につきましては、まだそこまでの検討には至っておりませんので、今後の検討ということになっております。

それから、電気料金の部分につきましては、当然に維持管理経費に含まれる部分ですので、そこは指定管理料に含まれるものということになっております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） おおむね分かりました。

先ほど申し忘れましたが、たしか300円とかの料金を私は200円ぐらいにしたらいんじゃないのという話をしたんですが、ゼロにするということですから、照明が不自由だった分、その分の利用料を今後というか、当面の間頂かないということですから、利用する側からすると結構安くなるなというイメージだと思うので、どこまでこの条例を適用するかということは、工事が終わったときに考えることだとは思うんですけども、今私が申し上げたようなこともしんしゃくしていただきつつ、工事が完了したからすぐに料金を再開しましょうとするのか、ここまで結構サービスしましたから、それでもいいよという考え方もあると思いますし、迷惑かけた分がありますから、年度末ぐらいまでは無料にしましょうということになるのか、そこは慎重に検討していただきたいなと思いまして、そのことだけ申し上げて、質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） おはようございます。

前者への説明で大まかなところは分かりました。

1点だけお伺いしますけれども、ＬＥＤ化は令和7年度の1年で全部終わるのか、それが終われば解決すると思うので、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 先ほどもお話ししましたとおり、今議会に提案させていただくことになっておりますけれども、令和7年度で完了する事業として考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 来年度、新年度になれば1年でそれが解消するわけですけれども、できるだけ遅れのないように、できれば短時間でＬＥＤ化が終わるような、そういうような指導方をお願いして、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 私からも質問させていただきます。

条例改正の内容については承知したんですけども、アナウンスについてお聞きしたいんですが、条例上は「当分の間」というアバウトな表示で、これはこれでいいんですけども、

外向けというか、町民の皆様ですとか外部からの利用者の皆様についてのアナウンス、これはしっかりと行っていると思うんですけども、一応施設のほうではしっかりと情報がリリースされているんですね。工事がありますので御迷惑おかけしますとか、いろいろリリースされているんですが、町としての発信というのはどのような形になるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） この件につきましては、まだ条例が制定されておりませんので、指定管理者には、今議会にこういった内容で上程する予定ですと、提案させていただく予定ですというお話にとどめている状況でありますて、この議会で可決されましたなら正式に指定管理者に町からその内容をお伝えしまして、それで指定管理者から利用者の皆様にという流れに、周知の流れになると思いますけれども、あとは町のほうでも何かホームページであったりそういう周知の仕方を考えていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） その点をぜひしっかりと、かつ丁寧にやっていただければなということと、あと追加でお聞きするのは、工事のお知らせについて、これは指定管理されているので、教育委員会事務局としての指定管理者への指導という部分でお願いしたいんですが、リリース、3月3日に施設修繕工事のお知らせということで、施設側のホームページには御案内されているんですけども、文面は確かにそのとおり御案内しているんですが、すいません、重箱の隅をつつくような形で申し訳ないんですけども、ただ丁寧にやっていただきたいので、「8月1日から南三陸トレーニング施設改善のための修繕工事が始まりました」というリリースで始まっております。8月1日から、それが昨年というのは私たちは分かっているんですが、ぱっと見て、初めて見た方は、8月1日から、今年ですかと。やはりその丁寧さも必要ではないかなということで、これは指摘みたいな形になってしまいますが、その点なされるかどうかお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 今年度事業で実施しているトイレ改修とか空調設備の工事のことだと思いますけれども、そうですね、見られた方が理解できるように、丁寧な周知を指定管理者側にもお伝えして、このLED化の工事になるときにもそういう周知に努めてまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） 大変細かい部分で申し訳ないんですが、ぜひ丁寧によろしくお願ひいた

します。

あわせて、情報発信という関係で質問させていただいたので、議長にお許しいただいて関連でお聞きしたいんですけども、情報発信を丁寧にという部分で関連でお聞きしたいんですが、町のホームページ、今日現在も志津川公民館、電話がつながりづらいですという表記が出ておりますが、私が初めて確認したのは2月18日です。今現在は通常どおりつながっているでしょうかということと、もしつながっているのであれば表記は消さなければいけない、つながりづらいのであれば、それはいつまでというのが疑問に残るところだったので、そこを最後お聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 生涯学習センター、公民館と図書館の電話が2月から故障しまして、実は現在もまだ故障の状態が続いておりまして、町民の皆様には大変御迷惑をおかけしている状況でございます。

めどとしましては3月末まで修繕にかかるということなので、ホームページの掲載内容をもう少し、まだ故障しているというところが住民の方々に伝わりやすいような形で少し修正等をしてまいりたいと思います。申し訳ございません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） おはようございます。

私も何点か伺いたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、照明の工事をするということで、次年度なんですけれども、その工事している間は使えるのか使えないのか、その点1点。

そういうた照明を使ってないということですので、お分かりでしたら、年間どれぐらいの団体なり回数というんですか、使われていたのか、そのところを教えていただきたいのと、あともう1点は、アリーナ自体、イベント等で年間、大きい人寄せというんですか、そういったやつで何日ぐらい使っていたか、その点も伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） アリーナのLED化する工事の日数につきましては、まだ工期的なところとかは、今からなので明確に何日間というお話はできないんですけども、決まりましたら、利用団体の皆様の予定とともにございますので、早め早めの周知に努めてまいりたいと思っているところでございます。

それから、アリーナは、大会もありますけれども、定例でスポーツ団体の方が利用している

ところが多いという状況でございます。令和5年度の利用状況になってしまふんすけれども、件数にしますと800件程度で、人数にしますと2万人ぐらい利用なさっているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 私がお聞きしたかったのは、工事の期間中にアリーナが使えるかどうかということだったので、もう一度答弁をお願いしたいのと、年間利用約800件で2万人ということなんすけれども、そこから大きいイベントを除いた分とか、そういった統計を取っているのかどうか。例えば、私がいつも言うように、2万人のうち1回で1万人利用なったということもあるでしょうから、先ほど事務長答弁にあったように、定例というか、毎週毎週使っている方たちとかあるでしょうから、そのところの区分、もしお分かりでしたら伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 回答が不足しております、申し訳ございません。

工事の間は、安全面とかもございますので、使用はできないというふうになると思います。それから、細かなそういう統計につきましては、指定管理者からは月ごとに報告が上がってくるわけなんすけれども、そういった区分して報告は受けておりませんので、資料的にはない状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。三浦清人君。

○11番（三浦清人君） おはようございます。

今回の議案、町の条例の改廃といいますか、国の法律の改正に伴っての町の条例の改正なり改廃はいいんですが、これは町独自の条例の改廃ということで、条例の改廃というのは安易にやるべきものではないのではないかなど常に思っているんです。内容を聞いたら、照明器具が60基のうちの4分の1、十何ぼなのかな、16基かな、故障のために、直るまでは徴収しない、直ったらまたもらうんだというような内容のようですね。この16基が一気に、一斉に使えなくなつたのかどうなのか、いつから使えなくなつたのか、何基まで故障すれば直すとかという決まりみたいなものはあったのかどうなのか。1基2基では直さない、修理しない、10基以上になれば直すとか修理するとか、そういう決まりみたいなものがあるのかどうか、もっと早くできなかつたのか、そうすると条例を改廃するまでもなく、その都度その都度やっていればよかったのではないかという客観的な物の考え方なんすけれども、私はそういう思うんですが、その辺どのようになつているのか。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 議員お話しのとおりでございますけれども、これまで経年劣化で少しづつ故障箇所が増えてきたことは指定管理者から報告を受けておりました。一部修繕対応してきた部分もあるんですけれども、利用団体から照度不足に対して申入れがあったことも聞き及び、今回の対応とさせていただいたところでございますけれども、故障がここまで多くなる前に対応をというところにつきましては、費用面の関係もございまして、1灯ごとの対応ではなくて、複数箇所まとめて修繕する手法で対応してまいりました。その先には全照明設備をLED化しなければならないという計画もあり、今回ぎりぎりの対応になってしまっていたのが現状でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第61号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第62号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第62号南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に対応すべく、

所要の改正を行うものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） それでは、議案第62号について細部説明をいたします。

議案書は34ページ、35ページ、議案関係参考資料は44ページ、45ページとなります。

この条例では、第1条で南三陸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を、第2条で南三陸町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を、改正の趣旨が同様であることから合わせて1本の条例で改正をするものです。

今回の改正理由ですが、いずれも子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴いまして、対応する町の条例を改正するものであります。

改正の内容ですが、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度の下では、地域型保育事業や家庭的保育事業を行う保育施設において、利用児童に集団保育を体験させるための機会の設定などの保育内容の支援、職員が病気や休暇等により保育することができない場合の代替保育の提供を担う連携施設を確保することが求められております。

この確保するまでの期間については、子ども・子育て支援制度が開始された平成27年4月1日から起算して10年以内として経過措置で明記していたところ、この間の全国の保育施設における対応状況を踏まえ、経過措置の期間について「10年」から「15年」に延長し、その期限を令和11年度末までと改めるものであります。

なお、町内で影響を受ける施設については、民間の1保育施設が該当しております。現時点では連携施設の確保にまでは至っていないことから、今後、確保に向け、関係する施設と調整を進めてまいります。

施行期日は令和7年4月1日となります。

簡単ですが、説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いします。

町内では連携施設ということで1件があるということなんですか? 今後、現在の1か所より増える見込みがあるのか、今後ですね、そういうことをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 連携施設が既に1施設あるということではなくて、連携施設を確保する必要がある民間の保育施設が1施設あるということでございます。先ほど申し上げましたが、その施設についてはまだ連携施設を確保するまでには至っていませんので、これからその連携施設、民間の1保育施設については今その認識を持ってほかの施設に相談等も行っているところでありますので、そこに町のほうも調整ということで入っていって、その連携施設を確保するようにこれから努めていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 連携施設の確保なんですかけれども、例えばそういうふうに連携しなければならないという場合には、町の施設、保育所なりこども園なりそういうものも連携施設となり得るのかどうかということをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 町の施設も民間の施設も連携施設の候補になり得ます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） おはようございます。

これは10年の経過措置があって、それでいてまだその状態が整っていないというところが全国的に多いというふうな解釈でよろしいかと思うんですけれども、当町に限っては町内の中で連携をしますみたいな、体制をつくりましょうみたいな考え方でよいのかなと思うんですが、何が原因でというか、期間内にまだ確保できていないという状態なわけじゃないですか。何か困難な理由があつたりするのかなと。例えば、今は子供の数が減ってきてるので、人數が少ない、そういう状況に陥ることがないのでというのとはまた別に、それはそれ、こっちの確保は確保というふうにしなければいけないところの兼ね合いを教えていただけますと助かります。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 該当する1保育施設については、この課題といいますか、そういったところの認識は持っているんですけれども、今回の条例改正に当たり、改めてその施設に確認といいますか、話を聞いたところ、なかなかそこまでいく手順というか、そういうところがいま一つぼやっとしてというところがあって、いずれこれは連携施設と協定書を結んでとかそういう流れになりますので、そこら辺がうまく分からぬみたいなところがありましたので、その点について指導していきながらというところがございます。

あと、国が示した連携施設の要件というのも、平成27年度から始まっておりますが、どちらかというと厳しいような条件というところがありまして、それがその都度その都度緩和してきているという状況があります。例えば、連携施設であればこの程度の施設でないと駄目ですよといったものが、その都度5年置きに緩やかになってきているというところもありまして、最初のうちはそういったところもあって確保にまでは至っていないという状況がございました。

○議長（星 喜美男君） 須藤清孝君。

○4番（須藤清孝君） 大体の概要は分かりました。要はその要件が、言葉がいいか悪いか分からぬけれども、現実的ではない部分があるというところが時間がかかっているというふうな解釈でよろしいかと思います。

例え話で人数の話を出しちゃいましたけれども、今、少子化、どんどん子供の数が減っています。町のほうとしては、ちゃんとすみ分けをしながら民間と町で運営する部分をうまくバランスを取りながらやって、全体で子供を育てたいという考え方、町長がおっしゃっていましたけれども、どうなんでしょう、来年度あたりのバランス、預けたい、預かっていただきたい親御さんの需要というのがあるんだと思いますけれども、どうやら民間のほうの入所数が少なくなってきたいるのではないかというお話を伺うので、よければ伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 来年度の新入といいますか、児童の数についても年々下がってきているような状況でございます。傾向的には公立を志望するというところが多い状況ではありますけれども、そういった町の保育施設全体でというところの考えはこちらも持っておりますので、公立の申込みのときに私立の保育施設も紹介したり、昨年度は広報紙においてこれまで以上に民間の保育施設の事業内容とか御紹介をさせていただいたりしているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 子供の数が少なくなっているというそういう課長答弁があったんですけども、そこで伺いたいのは、今回の改正なんですかけれども、家庭的保育施設というか、それは1人から5人という何か規定があるみたいですけれども、今後、現段階でこういった施設を例えば町内に開くとなると難しいのか、大変なのか、その点1点と、今後こういったあれも重要になってくるのではないかと思いますので、その点を伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） どうしても民間が設置するというところでございますので、なかなか難しいとかそういったところは分かりかねるんですが、そういうような動きはないというのが実際のところかと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 実際の動きはないでしようけれども、今後、だんだんお子さんが減ってきて、そういった施設も必要になるかと思うんですけれども、保育所自体は、今後に向けてなんですけれども、統廃合とかも考えられるのかどうか伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） おはようございます。

公立の保育所統廃合というふうなお話ですけれども、今のところといいますか、全く考えておりません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 南三陸町高額療養費等貸付基金条例を廃止する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第63号南三陸町高額療養費等貸付基金条例を廃止する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第63号南三陸町高額療養費等貸付基金条例を廃止する条例制定について御説明申し上げます。

本案は、基金の設置目的を達成したことから、当該基金を廃止するものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） おはようございます。

それでは、議案第63号南三陸町高額療養費等貸付基金条例を廃止する条例制定について細部説明をさせていただきます。

条例本文は議案書37ページ、議案関係参考資料は46ページとなっております。

議案関係参考資料により御説明いたします。

まず、本条例の廃止理由についてでございますが、高額療養費限度額認定証の普及によりまして、医療費による被保険者負担額が軽減されたことに伴い、高額医療費制度の効率的運用を図るという基金の設置目的が果たされたことから、本条例を廃止するものであります。

次に、2つ目、貸付制度の概要及び経緯であります。高額療養費貸付制度は、国民健康保険法及び社会保険各法に基づき、高額療養費の支給対象となる療養を受けた場合、被保険者が医療機関に対し医療費の自己負担額の全額を一旦支払い、その後、被保険者からの申請によって保険者が被保険者に対し一定の金額、自己負担限度額を超えた部分を高額療養費として支給することになります。支給までには通常2か月、場合によっては3か月あるいは4か月程度を要することになります。そのため、町においては、高額療養費が支給されるまでの被保険者の一時的な経済的負担を軽減するため、その医療費の一部に充てるための資金、高額療養費相当額を貸し付けることによって、被保険者の療養の確保、それから生活の安定を図ることを目的とした制度として実施してまいりました。

そういった状況の中で、平成19年4月の健康保険法の改正によりまして、入院については限度額認定証を提示することで被保険者が医療機関に支払う医療費が自己負担限度額にまで抑えられるようになりました。さらに、平成24年4月からは外来においても同様の制度が開始されたことに伴い、高額療養費の貸付けを必要とする状況が解消され、以後、平成26年度以降貸付けがなされていないことから、当該条例を廃止の上、基金を処分するものであります。

3つ目、基金の処分についてでございますが、一般会計に帰属するものといたします。

なお、金額については、基金廃止時点での預金利息額等の関係で表記してございませんが、約1,786万1,000円ほどであります。

施行期日は令和7年3月31日といたします。

以上、細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君）　条例の廃止ということなんだけれども、震災があつてまだ14年、そういうところで、負担限度額の認定証があるからそれを提示すればそれでいいのではないかということなんだけれども、医療費、いろいろな面で苦慮している人たちも出てくるかと思うんです。それで、使われてないということなんだけれども、もう少し、せめて福祉の面でのアンケートなど、昨日も話しましたけれども、そういうことから見えてくることを想定するまで置くべきでないかなという思いがいたしますけれども、条例を廃止して、町民のためにはいいのかどうかということを判断材料にして考えたものなのかどうかお伺いいたします。

○議長（星　喜美男君）　町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君）　お答えいたします。

説明でもお話したとおり、今現在、限度額認定証を交付しております。その限度額認定証でもって、自己負担額を超えた部分というのは一切、手出しというのはあれですけれども、自己負担はない状態になります。その分を保険者である町が支払っております。なので、あくまでも被保険者が医療機関に支払うのは自己負担分までということで、それを超える部分については保険者のほうで償還しますので、それ以上の被保険者の手出しはございませんので、そういったことから貸付けを申請する方というのはございません、それがここ10年間ございませんので。

さらに、マイナ保険証になったことによりまして、マイナカードに保険証をひもづけなさっている方は、役場の窓口に来て限度額認定証の申請を出さなくても、あらかじめマイナ保険証のほうに限度額認定証も入っているという形になっておりますので、そういった面もございますので、今後さらに貸付申請というものはほぼないという認識で今回廃止とすることにしました。よろしいでしょうか。

○議長（星　喜美男君）　ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君）　1点お伺いしたいと思います。

昨今というか、今国会を聞いていると、高額医療費のこと、何か継続っぽいやつで、同じ状況なのに4万4,000円払う人と、たしか13万幾ら払う人が出て、もっと平均化したほうがいいのではないかというそういうやり取りがあったんですけども、それはそれとして決まれば仕方ないことなんだけれども、そこで伺いたいのは、今回基金廃止ということなんだけれども、現在当町で、当町というか、今の段階で高額医療の自己負担分というのはどれぐらいなんだか、調べれば分かるでしょうけれども、病気にもよるのかどうか分からないですけれども、その点、簡単でよろしいので説明いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 自己負担の支払う額でよろしいでしょうか。

自己負担限度額といいますのは、70歳未満の方、それから74歳まで、後期高齢前の方ですね、それで自己負担はいろいろ区分が細分化されていまして、その方々の所得区分によります。例えば議員がおっしゃった4万4,400円というのは、これがまた、第1段階では、例を挙げますと所得区分が210万円以下の方、こういった方は5万7,600円が自己負担限度額になります。例えば入院して高額に該当するのが3か月続きますとその3か月間は自己負担限度額が5万7,600円で、次の月になりますと4万4,400円に下がるという仕組みになっていまして、それはあくまでも自己負担額というのが例えば70歳未満の方ですと5段階ありますと、被保険者の方々によって自己負担の限度額というのは変わっておりまして、細かいんですけれども、例えば最低の非課税の方ですと3万5,400円で、一番多い方ですと25万2,600円、それに総医療費から84万2,000円を引いて、さらにそれに1%掛けたものを足すと。表になっていまして、そういった部分で保険者によって自己負担額が様々です。それを今、国のはうでは引上げという議論をしている最中でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第64号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第64号町道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、国道45号道路管理者から移管があった路線を町道として認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求める。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第64号町道路線の認定についての細部説明をさせていただきます。

議案書は38ページとなります。

今回認定したい路線名でございますが、旧国道三嶋線、起点が歌津字管の浜12番1地先、終点が歌津字伊里前45番7地先、幅員が5メートルから13.7メートル、延長が236.5メートルでございます。

議案関係参考資料47ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうでは今回認定すべき道路の位置図を掲載させていただいてございます。管の浜の旧45号線から旧歌津大橋の付け根までの区間ということでございます。

それと、48ページのほうには起・終点の番地、それと道路延長、幅員と平面図を添付させていただいておるところでございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この路線は、震災前、旧バイパスが通った道路と解しますけれども、それで間違いないのか。

そして、現在は、ここはハマーレ広場とつながっている赤線なんですけれども、ここは護岸があるわけですけれども、どのようなすみ分けになるのか御説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます。通称、昔よく歌津バイパスと呼ばれていた区間となります。

それと、ハマーレ広場との接点でございますが、地区からの御要望等もございまして、国土交通省のほうにお願いをして、自由使用という範疇にはなりますが、今回認定します旧国道三嶋線からハマーレ広場脇の防潮堤の天端に階段で降りられるようなしつらえとしていただくということで整備を進めていただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ここを道路認定とした場合、この先、この護岸のハマーレのところから

広場、ハマーレのところから護岸とつながるわけですけれども、この護岸は道路認定ならぬいで、この赤い部分だけが道路認定するということになると思われますけれども、そうした場合、弊害が出てこないのかなと思うんです。弊害ということは、片やこれを道路にしてしまう、片や護岸、そうした場合、この道路上でトラブル、事故、そういうものがあれば、町道となるので町の責任になるわけですね。この護岸というのは町の所有ではないと思われますけれども、その辺の御説明をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の旧国道三島線と防潮堤の間につきましては階段でということで先ほど御説明をさせていただきました。今回認定する区間につきましては当然ながら車等が走行できる状態でございますが、今のお話にございましたハマーレ広場脇の防潮堤につきましては、防潮堤の天端につきましては、車が通れるような、上れるようなしつらえとはなってございませんので、あくまで歩行者のみが、今回お認めいただければ認定となる旧国道三島線からハマーレ広場のほうに行き来することができるというような内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） もう一度確認しますけれども、そうすると、道路に認定しようとしている部分は、既存のハマーレ広場のほうの護岸とつながるわけです。そういうしつらえになるわけですよね、高くなつて。そうした場合、道路に認定してしまうと、車が通らなくても、そこで何らかの事故、けが、そういうした場合は、道路をしてしまうと町の責任が発生してくるのではないかということを懸念するわけですけれども。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 階段部分につきましては、道路敷という取扱いになります。車が通れる部分は本線、本線と言っていいのかどうかあれなんですが、本線というんですか、そういった取扱いとなります。

県の防潮堤につきましては当然ながら県管理と。ただし、さきの議会等でもいろいろ御質問のあった件でございますが、県のほうでも防潮堤の天端は自由使用ということで、自己責任の範疇でお通りをいただいても構いませんという取扱いになってございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時20分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時19分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第65号 町道路線の認定について

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第65号町道路線の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第65号町道路線の認定について御説明申し上げます。

本案は、国道45号道路管理者から移管があった路線を町道として認定することについて、道路法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第65号町道路線の認定についての細部説明をさせていただきます。

議案書は39ページとなります。

路線名、旧国道伊里前線、起点、歌津字峰畠4番2地先、終点、歌津字峰畠2番3地先、幅員7.8メートルから10.5メートル、延長67.9メートルでございます。

議案関係参考資料49ページを御覧ください。

49ページには、今回議案として上程いたしております路線の位置図を添付してございます。

続きまして、50ページには、起・終点の位置並びに延長及び幅員について平面図を添付させていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願

いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 第64号に引き続き、これもハマーレ広場の一角になっております。現在
はハマーレ広場として使われておりますけれども。

○議長（星 喜美男君） 事前に調べて質疑してください。

○8番（及川幸子君） 三嶋山の裏口なんですけれども、三嶋山に前の広場から上がる階段と裏
口からありますけれども、これを町道に認定という議案なんですけれども、町道にした場合、
あそこを整備するというか、凸凹道なんですけれども、町道にした場合、あそこは町の管理
になるわけですけれども、整備が、（発言あり）旧国道、分かります。その空き地の部分があ
るわけなんですけれども、お祭りなんかのとき、かなりあそこに車が止まるんですけれども、
それを一体化して駐車場にできる、そういうのは、舗装の分と舗装でない部分があるので、
あそこを道路にした場合、両方を広く使うことができるのか、そういう利便性、駐車場とし
て使われば利便性があると思うんですけれども、今後の使い方を伺います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変恐縮でございます、質問の意味が理解できかねる部分もござい
ますが、町道でございますので、当然道路法の縛りを受けます。駐車場としての使用はでき
ません。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、多分言っているところが違っていると思うんです。だから
事前に担当課に聞いてから質疑をするようにしてください。かみ合ってないと思います。ま
だやりますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 管の浜の確認しますけれども、坂を上っていって右側のお宅、上がって
いって右側、最初のうちの角のところだと思うんですけども、旧国道のところ、そこでは
ないのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 多分、合っているかとは思われますが、具体にといいますか、お話
をさせていただきますと、三嶋神社の裏参道と言ったらいいでしょうか、いろいろ機材等を
上げるために、三嶋神社の北側といいますか、北東側に神社本殿の裏側に抜ける道路がつい
てございます。そこに接続しております旧国道45号線敷でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私の思っているところと同じところなんですかけれども、旧国道の分は舗装されているんですけども、今の国道と旧国道の間、幾らもないんですけども、そこが荒れ地になっているんです。そこを一体化していくと利用価値が多くなるのかなと思われる所以今聞いているわけです。今後の使われ方としてそういうことが可能なのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回、議案として提出させていただいております路線と45号の間、全てが町道敷となるわけではございませんので、当然ながら国道45号線、おおむねですが、今ある空き地のように見えるエリアにつきましては、おおむね半分が国道敷となります。

それと、ここにつきまして、駐車場用地等として使うという予定はございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第65号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第66号 町道路線の廃止について

○議長（星 喜美男君） 日程第8、議案第66号町道路線の廃止についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第66号町道路線の廃止について御説明申し上げます。

本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった路線を廃止したいから、道路法第10条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第66号町道路線の廃止についての細部説明をさせて

いただきます。

議案書は40ページとなります。

今回、廃止したい路線でございますが、路線名につきましては町道追分線でございます。

起点、歌津字峰畠1番6地先、終点、歌津字峰畠16番1地先、幅員4メートルから11.9メートル、延長が23.5メートルでございます。

議案関係参考資料51ページを御覧ください。

位置図を添付させていただいてございますが、適當な図面がなくて、見づらい状況でございますが、位置図を添付させていただいてございます。

続きまして、52ページをお開きいただきたいと思います。

こちらのほうには、航空写真、従前ということで国道45号線の復興工事が始まる前の状況、右側のほうには現況ということで、整備が済んだ現在の状況ということで、写真を新旧対照という形で添付させていただいてございます。

今回の追分線については、路線としては廃止ということではございますが、実際は次の第67号で御審議をいただきます町道港橋線の法線が追分線側に寄ったために、路線としては廃止ということになりますが、実情といたしますと港橋線への統合というような形となってございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第67号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第67号町道路線の変更について御説明申し

上げます。

本案は、国道45号道路管理者との管理区分の協議に伴い、町道港橋線の起点位置に変更が生じたことから、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきまして担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、議案第67号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。

議案書は41ページとなります。

路線名は港橋線でございます。起点位置が管理区分の協議に伴いまして変更となるものでございます。起点位置、旧、峰畠18番3地先、改正後、新、峰畠16番1地先、延長は4,388.4メートルが4,380.3メートル、延長といたしましては8.1メートル減少となるものでございます。

続きまして、議案関係参考資料53ページをお開きください。

こちらのほうには位置図を添付させていただいてございます。町道港橋線は延長が長いもんですから、スケールが小さくなっております、見づらくて大変恐縮でございます。

続きまして、54ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、新旧の起点位置、それと変更となります道路の延長、幅員を右側に、それと今回変更となります起点位置につきましては、左側、枠囲みのほうにそれぞれ新旧ということで表示をさせていただいているところでございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） この起点を見ますと、二階堂さんから入る、伊里前上団地に抜ける道路なのかなと思われますけれども、そうなのかどうか。

それと、前議案の追分線とかぶるのか、全く関係ないのか。今の説明ですと、短くなる、減になるというんですけれども、どこが短くなるのか、この青と赤の線にはそう違いがないようなんですけれども、御説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 位置につきましては、お見込みのとおりでございます。

先ほどの議案第66号でも御説明をさせていただきましたが、追分線については今回廃止ということでございますが、実質的には、港橋線の法線が追分線側に移動になったことによって実質的には統合ということでございますので、議員おっしゃるとおり、追分線上に港橋線がかぶってきたというような状況となってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今後のこの呼び方なんですけれども、この路線は港橋線でいくと思うんですけれども、それでいいのかどうかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案で上程させていただいておりますとおり、従前どおり旧港橋線という名称でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 短くなったという要因は、どこの、（発言あり）起点の違いは分かりますけれども、これだけなのか、その辺、説明願います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回、国道45号線の道路復興事業に伴いまして、45号線もこの図面で見ますと上側、北側のほうに若干法線が振れてございますし、旧港橋線のほうも図面で見ますと左側、西側のほうに法線が振れてございます。それら2つの要因に伴いまして、なおかつ国土交通省との管理区分の協議によって今回の延長減となっているものでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋尚勝君。

○3番（高橋尚勝君） 私も、起点と現国道との間のここは旧45号線なんですが、この管理区分はどのように今後なるんでしょうか、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 港橋線の道路敷としての取扱いとなります。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第67号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号 町道路線の変更について

○議長（星 喜美男君） 日程第10、議案第68号町道路線の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第68号町道路線の変更について御説明申し上げます。

本案は、国道45号道路管理者との管理区分の協議に伴い、町道石泉線の起点位置で変更が生じたことから、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 議案第68号町道路線の変更について細部説明をさせていただきます。議案書は42ページとなります。

路線名、石泉線、起点位置の変更のみでございます。旧、伊里前86番地先、新、伊里前88番5地先、起点位置の変更に伴いまして延長が旧3,787.7メートルから3,732.1メートル、延長といたしますと55.6メートル短くなるというものでございます。

続きまして、議案関係参考資料55ページを御覧ください。

こちらのほうには位置図を添付させていただいてございます。先ほどの前議案同様、延長が長いもんですから、スケールが小さくなっております、見づらくて恐縮でございます。

続きまして、56ページを御覧いただきたいと思います。

こちらにつきましては、石泉線の新旧の起点位置、それと変更に伴います延長幅員をそれぞれ右側のほうに記載をさせていただいてございます。それと、起点位置の拡大図を左側のほうに枠囲みで掲示させていただいてございます。

簡単ではございますが、以上で細部説明とさせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

及川幸子君。

○8番（及川幸子君） これは石泉線ということなんですかけれども、ただいまの説明で55メート

ル短くなっています。こうした場合、この図面を見ますと、郵便局の後ろからと起点が違ったことによって55メートルずれたと解しますけれども、郵便局の後ろに起点の残った道路用地が町としてあるということの解釈でよろしいでしょうか、その辺お願いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 郵便局というお話が出ましたが、まさに郵便局の後ろ側といいますか、西側の部分でございます。これは、先ほど来、国道45号線の現道の復興工事に伴いまして45号線の道路の法線が変わりまして、それに対しまして当然ながらそれに接道する町道石泉線の法線も変わっているということでございます。

それと、御質問は、じゃあその町道敷が郵便局の後ろに残っているのではないかという御質問かと思われますが、その辺につきましては、45号線で管理する部分、町道として管理する部分ということで管理区分の協議をさせていただきまして、一部、旧道敷で今回の変更をお認めいただいて、町で管理する部分、それと国道用地として今後管理する部分というふうに2区分に分かれます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 2区分に分かれるということは分かりました。

そこで、町道としてこれが残るというわけですけれども、草刈りの時期になると地域の人たちが駅の周りを草刈りするわけですけれども、管理上、この辺のすみ分けをきちんとしてないと、駅前なので、おろそかにすると環境上非常によくないです。その辺、このように町が管理ということであれば、この辺重点的に管理していただきたいと思います。伊里前の歌津駅の入り口です。あそこを下りていって、地域でも残してしまいますので、その辺も時期になりましたら地域との連携を密にして、きれいに環境整備していただくように連携をしていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それにつきましては、路線の変更等にかかわらず、今まで地域、国道さん、町ということで三者連携の上で、その辺は今後とも以前と変わらず進めさせていただきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ただいま「以前と変わらず」というふうな表現を使っておりますけれども、今までやっていて、連携がでてなくて、歌津駅に下りていくところなんですけれども、草刈りがされてないんです。だから私があえて今言っているので、今まで以上にやってもら

わないと、連係プレーということで、そこは地域の方々ともっと連携を深めてやっていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変恐縮でございます、お言葉を返すようございますが、全く刈りをしてないということはございません。国道、地区、町で刈る時期は違つておるかもしませんが、全く手をつけてないというような内容の御質問だったかというふうに捉えてございますが、そうではなく、少なからず町のほうでも除草をしてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第69号 権利の放棄について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第69号権利の放棄についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第69号権利の放棄について御説明申し上げます。

本案は、学校給食費保護者負担金に係る債権について、債務者の居所不明により徴収できる見込みがないため、権利を放棄したいことから議会の議決を求めるものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、細部説明を行います。

放棄する権利の内容及び債権の額につきましては、学校給食費保護者負担金の収入未済額であります債権10万8,900円でございます。

当該債務者に対しましては、これまで督促状の送付や催告、住所地への訪問など、できる限りの徴収努力を行つてまいりましたが、債務者の居所が不明であることから、何年もの間、

債務者と滞納整理に係る納付の折衝ができず、債権回収が非常に困難な事案として現在に至っている状況でございます。

今後においても債務者と接触を図ることが非常に難しいと考えられること、また本債権は時効期間の2年を経過しておりますことから、今後の対応策について調査、検討を行ってまいりましたが、徴収できる見込みが期待できない債権として整理づけ、債権を放棄する方向で事務手続を進めることが妥当であるとの結論に至りました。

以上のことから、今般、地方自治法第96条第1項第10号の規定による議会の議決を求めるものでございます。

なお、本債権以外の過年度分収入未済額につきましては、令和7年2月末時点で債務者10名で100万円ほどという状況になってございます。引き続き早期の徴収に努めてまいりたいと考えております。

以上、細部説明といたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 諒問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、諒問第2号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました諒問第2号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員及川庄弥氏の任期が令和7年6月30日をもって満了となることから、その後任の委員の候補として引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、御意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は、令和4年7月1日から人権擁護委員として御活躍されております。地域の実情にも

精通し、卓越した識見を有しており、人権擁護活動に理解がある方であり、適任と思われますので、人権擁護委員の候補者として推薦することに御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） これより質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第2号を採決いたします。

議会として及川庄弥氏を人権擁護委員の候補として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、議会として及川庄弥氏を人権擁護委員の候補として推薦することに異議がない旨、回答することに決定いたしました。

日程第13 諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました諮問第3号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員三浦光江氏の任期が令和7年6月30日をもって満了となることから、その後任の委員の候補として阿部美津雄氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、御意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は、宮城県漁業協同組合職員として長きにわたり御活躍され、東日本大震災からの漁業の復旧復興や地域漁業の振興に御尽力をいただきました。卓越した識見を有し、人権擁護活動に理解がある方であり、適任と思われますので、人権擁護委員の候補者として推薦することに御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、人権擁護委員、私は認識不足なので聞くわけですけれども、町内で、令和7年6月、今年の6月30日をもって任期が切れるという3人の方なんですけれども、ほかに何名なのか、この3名で全員なのか、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 候補者の推薦についての議題ですから、それは担当課に行って確認し

てください。人権擁護委員の候補者の推薦について議題となっていますから。

質疑に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第3号を採決いたします。

議会として阿部美津雄氏を人権擁護委員の候補として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、議会として阿部美津雄氏を人権擁護委員の候補として推薦することに異議がない旨、回答することに決定いたしました。

日程第14 諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました諮問第4号人権擁護委員の候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、現在の人権擁護委員小山吉郎氏の任期が令和7年6月30日をもって満了となることから、その後任の委員の候補として及川道子氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、御意見を賜りたく提案するものであります。

同氏は、令和4年3月まで中学校教諭として長きにわたり奉職され、地域の子供たちの教育に御尽力いただきました。卓越した識見を有し、人権擁護活動に理解がある方であり、適任と思われますので、人権擁護委員の候補者として推薦することに御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） これより質疑に入ります。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 及川さん、新しくなるわけですけれども、及川さんがどうこうということではないです。前任の小山吉郎氏は旧志津川の方だと思われますけれども、前任が志津川の人なんですけれども、歌津から出たという、提案されたということの御説明をお願いしたいんですけども。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） お答えいたします。

人権擁護委員については、現在6名の方に活動していただいております。

今回3名の方が任期満了ということでございまして、その後任について、この間いろいろ人選について検討してきたところでございますが、当然地域のバランスというのも考えておりまして、できれば志津川地区の方がやられていたところは志津川地区の方というところの基本の考えは持っていたんですけれども、いろいろ人選をするに当たって、志津川地区からそういういった後任の方がなかなかこちらからお願いできなかつたといったところもございまして、今回歌津地区からお願いしたといったところでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 地域のバランスということは大切だと思われますので、今後、後任の方を選ぶ上でもバランスを大事に取っていただきたいと思います。（「なし」の声あり）

○議長（星 喜美男君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより諮詢第4号を採決いたします。

議会として及川道子氏を人権擁護委員の候補として推薦することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、議会として及川道子氏を人権擁護委員の候補として推薦することに異議がない旨、回答することに決定いたしました。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時58分 休憩

午後 1時08分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第70号 令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第70号令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第70号令和6年度南三陸町一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、6つの事業を繰越明許費として設定したほか、歳入歳出において決算見込みによる調整などを行なったものであります。

細部につきましては財政担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 議案第70号令和6年度南三陸町一般会計補正予算（第6号）の細部説明を申し上げます。

補正予算書の2ページを御覧ください。

第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5億4,865万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ118億7,598万7,000円とするものでございます。

次に、3ページからの第1表歳入歳出予算補正について、款ごとの構成比を申し上げます。

まず、歳入の1款町税の構成比でございます、11.4%、2款地方譲与税0.9%、4款配当割交付金0.0%、5款株式等譲渡所得割交付金0.0%、6款法人事業税交付金0.2%、7款地方消費税交付金2.6%、9款環境性能割交付金0.1%、11款地方交付税36.5%、14款使用料及び手数料1.7%、15款国庫支出金13.0%、16款県支出金5.6%、17款財産収入1.3%、18款寄附金1.1%、19款繰入金10.4%、21款諸収入1.9%、22款町債9.2%、補正されなかった款項に係る額が4.1%でございます。

次に、5ページ、歳出でございます。

1款議会費0.9%、2款総務費22.0%、3款民生費19.0%、4款衛生費10.3%、5款農林水産業費9.4%、6款商工費3.1%、7款土木費5.1%、8款消防費4.6%、9款教育費11.5%、11款公債費11.0%、12款予備費3.0%、補正されなかった款項に係る額が0.1%でございます。

次に、7ページをお開き願います。

第2表繰越明許費について御説明いたします。

令和6年度末に完了することが難しい事業につきまして、財源をつけて翌年度に繰り越す事業でございます。

繰越明許費につきましては、議案関係参考資料の58ページをお開き願います。

繰越明許費概要といたしまして、57ページ、58ページにかけて記載しております。左側から科目、事業名、金額、繰越し理由、完了予定時期を記載しております。記載はありませんが、全体で6事業、金額にして3億8,051万8,000円でございます。

次に、8ページ、第3表債務負担行為補正でございます。

記載のスポーツ交流村整備事業でございますが、今年度当初予算において債務負担行為を設定し、令和6年度は前払い、令和7年度に精算払いを行う予定でしたが、施工業者との調整により令和7年度の一括完成払いとなったことから、限度額を5,000万円に設定するものでございます。

次に、9ページから10ページでございます。

第4表地方債補正の変更でございます。

起債の目的のある各種事業の限度額等について、各種事業の実績などに伴い、補正後の限度額を変更しております。

最初に、斎場施設整備事業から漁港整備事業までは、いずれも事業の実施見込みによる借入額の減額でございます。

道路維持事業につきましては、主に橋梁修繕工事に係る事業について、国費確定に伴う事業費の減額でございます。

その下、道路新設改良事業につきましては、補正前に比べ7,000万円程度減額となっておりますが、主に横断1号線の国費確定及び事業費の精査による減額となっております。

消防防災施設整備事業につきましては、防火水槽2基、消防屯所1か所の整備に充当いたしましたが、実績に合わせて減額するものでございます。

学校教育施設整備事業につきましては、志津川中学校トイレ改修工事及びエアコン設置工事の実績による減額でございます。

社会教育施設整備事業につきましては、ベイサイドアリーナトイレの洋式化、空調及びシャワー室の改修工事の実績により減額となるものでございます。

次に、予算の詳細を説明いたします。

14ページからの歳入でございます。

本補正予算につきましては整理予算の意味合いが濃く、個別説明につきましては主に増額分を中心に、増減の大きな事業について説明をさせていただきます。

まず、1款1項町民税1目個人1節現年課税分1,900万円の増額につきましては、給与所得が当初見込んでいた所得額を上回ったことによるものでございます。同じく2項固定資産税1目固定資産税1節現年課税分929万5,000円の増額につきましては、償却資産について当初予算要求時の想定より新規の償却資産が増加したことで、課税額が大きくなつたことによる増額補正でございます。

次に、15ページ、最下段の4款配当割交付金1項1目1節配当割交付金から16ページをお開

き願います。

5款株式等譲渡所得割交付金、次の6款法人事業税交付金、最下段の9款環境性能割交付金につきましては、いずれも県を通じて示された額でございます。

17ページの上段、11款地方交付税ですが、説明欄記載の震災復興特別交付税につきましては、過年度分の防災集団移転促進事業における財産処分に係る精算による調整のため減額となっております。

その下、14款使用料及び手数料1項使用料4目教育使用料1節教育施設使用料139万4,000円の減額の要因につきましては、平成の森野球場フェンスのネーミングライツ使用料につきまして、今年度1年間使用を禁止したことにより、使用料を還付するものでございます。

次に、18ページをお開き願います。

15款国庫支出金1項国庫負担金3目災害復旧費国庫負担金2,180万8,000円の補正につきましては、令和5年度に事業が完了しております令和4年災の過年度公共土木施設災害復旧事業費に係る負担率の確定に伴う負担金の増額でございます。

次に、このページ下段の同じく2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務管理費補助金、説明欄記載の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億9,092万1,000円の減額につきましては、昨年6月補正で社会福祉費の扶助費で計上いたしました調整給付金について、事業費確定に伴う減額補正でございます。

次に、19ページ、同じく15款2項6目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金、説明欄の社会資本整備総合交付金7,744万8,000円の減額補正につきましては、地方債補正で説明いたしました横断1号線の事業費に係る国庫補助減額によるものでございます。

その下、道路交通防災等対策事業費補助金3,378万3,000円の減額補正につきましては、こちらも地方債で触れました道路維持事業の主に橋梁修繕工事に係る国庫補助の減額に伴うものでございます。

同じく7目消防費国庫補助金1節消防費補助金の増額補正につきましては、今年度大沢地区及び樋の口地区に2基整備しました防火水槽整備事業の補助単価の増額調整があったため、242万9,000円の増額となったものでございます。

その下、最下段の8目教育費国庫補助金1節小学校費補助金、説明欄の学校施設環境改善交付金の増額につきましても、志津川小学校エアコン設置工事に伴う補助単価調整によって442万8,000円の減額となったものでございます。

20ページをお開き願います。

16款県支出金 2項県補助金 1目総務費県補助金、説明欄に記載の次世代自動車技術実証推進補助金545万2,000円の増額補正につきましては、現在運行しておりますデマンドバスに伴うシステムの実証実験に係る費用の2分の1を今年度見込額として計上したものでございます。次に、22ページをお開き願います。

中段の17款財産収入 1項財産運用収入 1目財産貸付収入 1節土地建物貸付収入293万1,000円の増額補正につきましては、固定資産税見直しと同じタイミングで今年度町内防集団地の貸付料を見直ししたことによる土地貸付収入増になったものでございます。

次に、23ページ、19款繰入金は充当先の事業の実績見込みなどに応じた減額となっておりますが、最下段の10目合併振興基金繰入金 1節合併振興基金繰入金の減額につきましては、債務負担行為補正のスポーツ交流村整備工事で説明いたしましたが、ベイサイドアリーナ文化交流ホール工事において全額が令和7年度支払いとなり、今年度の充当がなくなったため、補正前の額、全額を減額とするものでございます。

次に、24ページをお開き願います。

21款諸収入 4項雑入 2目雑入 2節民生費雑入の高額療養費等貸付基金廃止に伴う残余金1,786万1,000円につきましては、議案第63号で説明のあったとおり、基金廃止に伴い、残余金を一般会計に帰属させるため計上したものでございます。

25ページ下段から26ページにかけての22款町債につきましては、先ほど第4表地方債補正で説明したとおりでございます。

次に、27ページからの歳出でございます。27ページをお開き願います。

歳入でも申し上げましたが、本補正予算につきましては整理予算でございます。多くの事業実施見込みなどによる残予算を減額するものでございますので、個別説明につきましては増減の大きかった事業を中心に説明をさせていただきます。

1款議会費は、実績見込みによる整理を行っております。

下段からの2款総務費も事業の実績見込みによる整理が主なものとなっておりますが、29ページをお開き願います、下段の5目財産管理費22節償還金利子及び割引料の過年度復興交付金返還金は、杵沢団地内1件の財産処分及び防集団地3件の土地貸付けに伴う過年度復興交付金返還による増額でございます。

次に、32ページをお開き願います。

同じく2款14目地方創生推進費18節負担金補助及び交付金4,200万円の減額につきましては、当初地域おこし協力隊の人数見込み20人に対し実績が17人となったため、減額補正となった

ものです。

次に、36ページをお開き願います。

上段に記載の3款民生費1目社会福祉総務費19節扶助費、説明欄記載の調整給付金1億6,613万円の減額補正につきましては、歳入で触れましたが、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が財源でございますが、6月補正において上限4万円、対象人数7,000人を見込みましたが、実績として対象者減により減額補正となったものでございます。

次に、38ページをお開き願います。

3款2項児童福祉費2目児童措置費19節扶助費2,690万円の減額につきましても、法改正により対象児童の拡大や所得制限の撤廃など子育てに係る扶助費の増額を見込みましたが、実績として対象者減による減額となったものでございます。

次に、39ページ下段からの4款衛生費でございます。40ページをお開き願います。

1項2目予防費12節委託料、説明欄の予防接種委託料1,780万円の減額及び22節償還金利子及び割引料の過年度新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等返還金1,151万3,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの予防接種及びその支援業務について、新型コロナウイルス感染症の5類への移行及びワクチンの定期接種化によって予防接種人数が減少したことにより、委託料の減額及び返還金が発生したものでございます。

続きまして、43ページからの農林水産業費ですが、45ページをお開き願います。

2項林業費2目林業振興費12節委託料、説明欄記載の素材生産代行委託料1,090万円の減額につきましては、契約額が確定したため減額を行うものでございます。

なお、本事業につきましては、事業箇所の境界確認に時間を要し、年度内の完了が困難となったことから繰越明許費として計上しております。

46ページをお開き願います。

3項水産業費4目漁港建設費14節工事請負費2,200万円の減額につきましては、当初予算の際に見込んでおりました石浜漁港の漁港機能増進工事について、国庫補助の要望をしておりましたが、国費が配分されなかつたため、本補正予算において減額をしております。

次に、49ページをお開き願います。

7款土木費2項道路橋りょう費2目道路維持費14節工事請負費5,165万5,000円の減額及び50ページをお開き願います、3目道路新設改良費14節道路新設改良工事1億5,460万円の減額でございますが、歳入でも觸れました橋梁修繕工事及び横断1号線工事に係る国庫補助金が当町要望額を下回ったため、事業実績による減額でございます。

以下、51ページ下段の8款消防費から57ページ、9款教育費4項5目生涯学習推進費まで、事業実績見込みによる整理となっております。

58ページをお開き願います。

最下段の9款5項3目社会教育施設費14節工事請負費、スポーツ交流村施設整備工事3,710万円の減額につきましては、債務負担行為補正で触れましたベイサイドアリーナ可動椅子修繕工事が令和7年度一括完成払いとなつたため減額でございます。

59ページ中段、11節公債費1項1目元金22節償還金利子及び割引料4,410万8,000円の減額につきましては、災害援護資金の償還計画変更による減額でございます。

最後に、12款予備費につきましては財源調整のための補正でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ありますか、質疑は。後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 30ページから、全部で3点ですか、お伺いいたします。

30ページに、右側の欄ですね、気仙沼本吉地域広域行政事務組合負担金ということで70万円の増額ということあります。このタイミングで広域行政事務組合の負担金が増えるという要因は何なのか、御説明がなかったように思いましたので、内容についてお伺いいたします。これが1点目です。

続いて、ページ少し戻りますが、23ページ及び32ページということになると思うんですが、企業版ふるさと納税についてです。

23ページが歳入ですので、企業版ふるさと納税、当初予算の見込みよりはこういうふうに変化しましたと、それに対して32ページは歳出のほうでございまして、企業版ふるさと納税支援業務委託料も減額、入ってきた寄附が少ないので委託料も減額ということですが、減額幅がおよそ73%以上、当初の見込みから比べると大分集まりが悪かったと言えるのかなというふうに思います。

どうしましようかといいますか、質疑の中でどうお考えですかと聞く前に、先にこちらからお話しさせていただくとすれば、企業版ふるさと納税ですから、新規の寄附企業といいますか、南三陸町の取組を見て、いいなと、新しく寄附をしたいという方が、何というんですか、楽観的に構えていてほいほい見つかるような社会情勢ではないだろうというふうに思います。

そうなると、そこに対しての注力、事務作業時間、労力みたいなものをいっそ切り捨ててしまって、ここに関しては諦めるという選択さえあるのかなというふうに思いますが、そこも含めてどのようにお考えかということでお伺いいたします。

3点目、46ページになろうかと思います。

農林水産業費の中でしょうか、3項水産業費4目漁港建設費の中で最下段に海岸防潮堤等用地購入費があります。その上段の漁港機能増進工事につきましては国庫の予算がつかなかつたんだという説明がありました。その下の400万円に関しましては当初予算も400万円だったと思います。皆減です。減額の額は少ないんですが、減額幅としては100%減額ですので、これに関しては内容について御説明いただかなければいけないのかなというふうに思いますが、どういう状況だったんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） まず1点目の広域行政事務組合の負担金でございますが、いわゆる人事院勧告の実施分、町でいいますと差額支給分といったことで、この時期での補正計上となつてございます。

2点目の企業版ふるさと納税でございます。議員御指摘のとおり1,790万円、歳入で減額ということで大幅な減となってございます。3月補正の調整の段階では、実績といたしましてお申出3件ということで210万円のお申出を頂戴してございました。当初予算額の2,000万円から実績としてカウントできます210万円を減じまして、結果1,790万円の減となりましたが、今月に入りまして、年度末に差しかかって企業の決算期等といった関係もあるかと思うんですけれども、ありがたいことに新たに2件ほどお申出を頂戴いたしまして、金額としては、まだお申出の段階でございますが、350万円程度の金額を予定させていただいてございます。単純にいたしますと560万円程度の歳入を見込める状況になっているのかなといったことでございます。とはいっても、前年度と比べますと大口の寄附といったものが減ってございまして、金額としてはかなりの減少になっておりますが、件数としては減っていないといったような状況でございます。

金額の多寡の部分で見ますと、かける労力といったことに照らした場合の評価といったものがあるかと思うんですけれども、とりわけ企業版ふるさと納税というのは個人のふるさと納税よりも町の事務事業に対して深掘りして見ていただきまして、企業のほうで投資すべき対象かどうかという御判断、御評価をいただく、その結果としてお寄せいただく形になりました、先日も町長にトップセールスという形で七十七銀行主催のセミナー、行事のほうに出席

をいただきまして、各企業のほうにプレゼンをいただいたという実績がございます。

とりわけ最近は本町の環境行政といった部分に企業が高い関心をお示しいただいてございまして、お申出までには至っていないものの、ウェブでの会議ですとか、あるいはメール等での情報交換といったことで、将来的には本町への投資につながるような動きも見てございますので、引き続きこれまで以上に努力はさせていただきたいと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） それでは、3点目の御質問、46ページの漁港建設費の公有財産購入費でございます。こちらのほうにつきましては、漁港2港の用地につきまして、工事のほうにつきましては、既に納税義務者等の了解をいただきまして、工事としては終了しておるんですが、相続の関係で、なかなか連絡がつかない方、あとはお亡くなりになった方等々あります、また新たな相続人を探すのに時間がかかってしまいまして、結果として今年度は歳出がゼロということでございますが、令和7年度にまた同様に計上させていただきてございまして、今後御審議をいただきますが、令和7年度には何とか相続手続を終えて、用地のほうを取得したいという内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 1点目につきましては分かりました。

2点目から先にお伺いしますか。その努力をどうしますかというようなお話で、これまでどおり、これまで以上に努力をしていくというお答えがありました、努力をやめますと言われたらどうしようかなと思ったんすけれども。

歳出を減らすということも大事なんですが、それが行政サービスの低下ということにつながる、一般論ですね、つながっていくことというのは往々にしてあるので、出ていくものを減らすということも大切ですけれども、入ってくるものを何とか増やす努力、これは必要なものだろうと思っていて、この補正予算の上程後といいますか、さらに増収の見込みがあるということですが、それは大変ありがたいことだなというふうに思います。

ただ、その努力の精度といいますか、方向性といいますか、頑張っているけれども成果がないということは、どこかに要因があるんだろうというふうに思いますので、そこを分析といいますか、精査する、例えばよそと比べてみる、これまでお付き合いのある企業にもう一歩踏み込んだ声掛けをしてみる、環境というお話もありましたが、環境対策はなくなっちゃいますけれども、なくなったわけではないんですけども、事務が移管されますけれども、どういうものがヒットして、どういうものがヒットしていないのかという精査はかなり必要

かなと思っていますので、次年度以降の話になりますが、南三陸町の企業版ふるさと納税の強み、弱みみたいなものがしっかりと分析できているかどうか、概括的なことしかお答えいただけないと思いますが、その程度で構いませんので、この先の予算審議につなげるためにも一言伺っておきたいなと思いますので、お答えをいただければと思います。

それから、3点目に関しては、分かりましたと言おうかなと思ったんですけれども、工事は終わっているけれども用地の処分ができないということですか。そういうことはあるんですか、私が不勉強なだけかもしれません。ということは、土地は今誰のもので、誰がどう払っているんでしょうかというか、どういう管理になっているのか、逆に分からなくなつたので、どういう状況か教えていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 企業版ふるさと納税の現状を踏まえてお答えをさせていただきたいと思います。

町の強み、弱みといいますか、まず見せ方といったものは、日々といいますか、隨時考えていかなければいけないなということで、例えばホームページから入って見た場合に、今の状況ではうちのほうで前段の部分をきれいに見せるような仕掛けづくりをしているんですが、企業とお話をする中で、企業がまずもって見られるのは、何に対して投資してほしいかというのを端的に示すのが一番興味としてはそそられるよねというお話も、先日のセミナー等で意見交換をさせていただいた際、あるいは他市町村の同じような担当の方々が本町のホームページに入り込んで見られた感想としてお伺いをしてございます。そういう細かな部分を一つ一つ見直しながらといったこともございますし、従来は連携していただく委託先が1社だったんですが、その間口を広げさせていただきまして、今は3社ということでお願いをしてございます。

もう一方で、金額としてはどうしても予算のほうには現れないんですが、今年度は企業版ふるさと納税の物納版といったものを頂戴してございます。それは相当額の寄附ということで企業のほうはカウントできるということで、今年度に入りまして、防災グッズといった形で、ある企業から物納といった形で頂いてございます。ですので、現金といいますか、予算に現れるお金といった部分に限らずして、町の事務事業に有効なものにつきましては積極的に物納といった形での受入れも今後させていただきたいと現段階で考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 3点目の御質問でございます。

現場、現地のほうにつきましては、納税義務者等々ほとんどの相続人の方からは了解を得て工事等はさせていただいておるところでございますが、なかなか末端といいますか、全員から、相続権利者全員からの承諾がいただけてないということで、施設等の管理につきましては、町有地となってはございませんが、町のほうで施設のほうは管理をさせていただいているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○6番（後藤伸太郎君） 2点目というか、企業版ふるさと納税につきましては物納版もあるということは、私の不勉強で、そういうことがあるんだなと、大変いい取組だと思いますし、そういうものが逆に得意な企業というのもいらっしゃるのかなと思いますので、引き続きというふうに思いました。

何となくニュアンスとしては課長の答弁の中で言いたいことは伝わったんですけども、トップページの企業版ふるさと納税はこちらというところが海をバックに非常に爽やかなトップページになっておりまして、わくわくする入り口になっているんですけども、具体的にこれに寄附すると誰に何がいいことがあるのというのが見えづらい、ファンタジーと言っちゃうと違うんですが、大きく構えているところが、個人的な感想としてあって、そういう意見交換ができるということは分析につながっているということだと思いますので、それを今すぐどうこう、トップページの町長の写真を変えろとかそういう話ではなくて、そういう精査段階に入っているということは確認できましたので、歳入を増やすという努力を引き続き続けていっていただきたいなというふうに思いました。

用地購入費については、御理解いただきたいと思いますと言われても、何か理解しづらいといいますか、管理はしていますけれども事務手続は終わっていませんという状況ということですね。それは、手続が完了してから工事に入っていくのが本来の順番かと思うんですけども、例えば緊急性を要するとか、工事をしなければならない、その工事をしないことによって不利益を被る人がいるということであれば、そこは例えば法的に正確な手続でなかったとしても、該当する方々と念書であるとか口頭での約束であるとか、そういう工事に対する同意、私はいいですよと言いましたと。法的にはあの親戚にもあの親戚にも全員から判こをもらわなければいけないので時間がかかりますけれども、持ち主である私としては了解しましたということが整っていれば工事はできるという解釈なのかなと思いますけれども、今の話を聞くと、震災後、そういったことというのは正直たくさんあったと思っています。私も議会にいろいろなところに現地調査をしたりして、ちょっと手順がおかしいのではな

いかと。ただ、おかしいと言ってしまっていたら復興工事そのものが前に進みませんという大きな同意の下、いきましょうと、工事をすることによって、何らかの法的な手続が後回しになってしまったことによって後々多額の賠償金を払うとか、そういう不利益を被る危険性がない、可能性がないというのであれば、これは工事を優先しましょうということはあったと思いますが、震災から14年たって防潮堤の工事を進めていくときに、その手順というのは大丈夫なんだろうかと、議会議員としては非常に疑問を持ってしまいますけれども、納得できる御説明があれば伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まさに復旧復興工事でございまして、工事としては施工承諾という形で御了解をいただいて、税控除させていただいてございます。ただ、手続上どうしても相続権利者全員から御承諾といいますか、正式な形での手続ができないというような状況でございます。本来は確かに好ましいあるべき姿とは言いかねるかとは思いますが、何分、復旧復興工事ということもございまして、大なたという言い方がいいのかどうか分かりませんが、どうしても短期間にやらざるを得ないということで、結果として現在に至っているというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかに。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 8番及川です。4点ほどお伺いします。

9ページ、地方債補正、最下段の消防防災施設整備事業、これが1,000万円ほど減になっております。先ほどの説明ですと2か所予定していたのが1か所になったということなんですが、これの詳細、少なくなった要因ですね、御説明願います。

それから、17ページの14款使用料及び手数料の教育使用料の中で139万4,000円の減になっております。これは平森の広告料というふうな御説明だったと聞きましたけれども、1年分の広告料が減になったという説明のようでしたけれども、そのほか、1件分だけ少なくなって、これは全体で何件だったのか。その中の1件で、工事が終わって、新年度からは復活するのか、元どおりに復活するのか、その辺お伺いします。

それから、19ページの6目土木費国庫補助金の道路橋りょう補助金1億1,000万円の減額です。先ほどの説明ですと社総交を使った交付金の横断1号線7,700万円、それから道路更新防災等対策事業費補助金330万円、合わせると1億円なのかなということなんですが、この詳細説明をお願いします。

それから、32ページ、14目地方創生推進費の18節負担金補助及び交付金4,200万円の減額、

地域おこし協力隊活動推進補助金で、20人から17人に減ったということで、減った3人分というものが4,200万円なのか、3人減ったことで4,200万円の減額というのはあまりにも大きいかなと思われる所以、この詳細もお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） まず1点目の町債補正の消防防災施設事業費でございます。これにつきましては、防火水槽2基、あとは消防団屯所1か所を整備いたしましたけれども、その入札差金等の実績に基づいて減額となったというところです。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、2点目の17ページ、教育施設使用料の平成の森野球場のラバーフェンスの広告物の分でございまして、こちらは1区画年間4万8,000円ということになっておりまして、30区画ほど広告を掲出していただいているわけなんですけれども、先ほど総務課長の説明にもありましたとおり、1年間、野球場の使用を休止したことによってその広告の効果がなかったということで、この分を還付させていただくということになったものでございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 3点目の御質問でございます。土木費国庫補助金の社総交等の詳細でございます。

社総交事業につきましては、事業費で2億600万円ほどの事業要望をしてございましたが、6,500万円の交付決定にとどまったということで、結果といたしまして、国費が当初見込んでおりました1億1,330万円が7,744万8,000円減となりまして3,585万2,000円となったものでございます。

それと、その下の道路更新防災等対策事業でございますが、こちらのほうにつきましても国費といたしまして9,600万円を要求してございましたが、実際には6,220万円ほどの交付にとどまったということで、約3,400万円の減ということで、合わせまして1億1,000万円ほどの減額となったものでございます。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 32ページの地域おこし協力隊活動推進補助金でございますが、4,200万円の減ということで、議員御指摘のとおり、当初予算の段階では最大で20名というところで見込ませていただいてございました。

お話をございましたとおり、その4,200万円は3人の減で4,200万円の減かといった御指摘かと

思いますけれども、決してそうではなくて、そもそも委嘱した数も減少しておるというこ
とに加えまして、今年度の年度途中での退職といいますか、そういった方々もいらっしゃ
いましたので、結果、1年でお一人最大520万円を活動費と人件費として支出をさせていただい
てございますけれども、その減額分を合わせた積み上げとしてこの額の減額となるものでござ
ります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、9ページからいきます。

9ページの屯所と防火水槽ということなんですけれども、1,000万円の開きがあるわけです。
そうすると屯所と水槽を合わせてこれが実施できない、下ろしたということに解してよろし
いのか。（「入札差金」の声あり）あまりにも、入札して1,000万円の開きがあるという、よく
こういうことがあるんでしょうか。屯所とか水槽、毎年やっているわけですけれども、入札
にしても毎年やっているわけなんですけれども、そういう開きが常にあるものなのか、今回
がたまたまそういうふうにして入札が低かったのかということをお伺いいたします。

それから、17ページの平森の施設利用料なんですけれども、1年間1区画4万8,000円で30
区画分ということで、工事中だったので、それはできかねたと。そうすると、新年度からは
通常のようにこの区画が埋まる予定なのかどうか、その辺をお伺いします。

それから、横断1号線、19ページですけれども、合わせて1億円、担当レベルとして、この
1億円が認められなくなった実績で下ろしたということの要因はどういうことだったのか、
想定できる範囲、分かっている範囲でお伺いします。

それから、32ページの地方創生で地域おこし協力隊、途中退任の人もいるからこういう額に
なった、3人ではないということで、4,200万円の減額ということは分かりました。

そういう中で、今現在、協力隊として活動なさっている方は全部で何人なのか、今後も引き
続きやってもらえるのか、今の人�数が新年度でそのままスライドして協力隊としてやってい
ただけるのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 1点目の消防防災施設でございます。

補正予算書の53ページをお開き願いたいと思うんですけども、53ページの消防防災施設費
の14節工事請負費の説明欄に防火水槽の工事及び消防団屯所の改修等工事の減額の記載がさ
れております。防火水槽2基で168万円、屯所工事で797万円というふうなことでございます。
こういうことがよくあるのかというふうな御質問に関してはお答えできません。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 先ほどの御質問に私のほうで回答が不足しております、申し訳ございません。

1年間利用を休止したのは芝生の養生のためでございまして、工事とは違いますので、そこは御理解をお願いしたいと思います。

それで、この4月から施設を再開できるように今進めておりますので、それに合わせまして各企業の皆様からこの教育施設の使用料に関して申請を受け付けているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 3点目の御質問でございます。

町といたしましては必要な額を要望いたしましたが、結果としてそれには至らなかった、その要因ということでございますが、町といたしまして、推測することはできますが、その要因についてはお答えする立場にございませんので、それは御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。（「もう一つ」の声あり）企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 地域おこしのお話ですけれども、今現在、御活躍、御活動いただいている方々は11名ということになってございます。

また、令和7年度に入った場合というお話でしたけれども、年度開始早々任期満了を迎える方もいらっしゃいますので、若干増減という時期はあるんですけれども、新規の事業をいろいろ御相談に来ていただいている事業者の皆様もいらっしゃいますので、令和7年度全体として考えました場合には令和6年度よりも増加するだろうと現段階で見込んでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、屯所の関係ですけれども、そうすると今回減った分、新年度でまたその分をやるというお考えでよろしいのか。毎年予定してやっていますけれども、その予定でいくのかどうかということ、今回は減額してあるけれども、新年度も毎年更新の工事の改定していくことでいいのかどうかということをお伺いします。

それから、教育施設使用料ということで、野球場の周りの広告なんですけれども、ただいまの説明ですと、野球場の芝が枯れてうまく育たなかつたので、使用できないから広告は今回載せなかつたということなので、新年度からは芝が順調に育っているから広告は今までどおり載せるという考え方でよろしいですね。大事な収入減ですので、よろしくお願いします。

それから、19ページの横断1号線ですけれども、課長の推測で、できないというんですけれども、100万円、200万円の誤差ではないので、1億円というとかなり横断1号線の工事のしわ寄せがあります。それは残念だなと思いますので、ぜひ、社総交を使った場合は、国が半分、県がその半分ということになりますので、効率のいいものなので、ぜひこれは減額しないように、満額補助もらえるような努力をしていただきたいと思います。

それから、地域おこし協力隊です。本年度は11名ということで、当初の半分になったようですが、いろいろな報道を見ていますと協力隊の活動いかんによって町の活性化につながる率が多うございます。そうした点からいいますと、ここも予算どおりに取って、その人たちが町で元気に働いて、町を活性化してもらうということが基本ですので、その辺もまた努力していただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 消防防災施設につきましては、今回の減額、増減に全く関係なく、毎年計画的に来年度も防火水槽2基と消防屯所1か所の更新を行うということです。

○議長（星 喜美男君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 先ほどの答えと重複しますけれども、4月以降は施設を再開できるように今進めております。なので、ラバーフェンスの広告物も多数の方の目について広告の効果が現れるようになるというところで、この施設の使用料についても、申請があつた企業からは使用料としていただくことになると思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 社総交事業でございますが、国費半分、県費半分というお話をございましたが、そうではございませんで、社総交事業の横断1号線に関しましては令和6年度時点では国費が55%でございます。残る45%につきましては起債なりいろいろな手法で結局単独費ということでございますし、その予算獲得に関しましては、これは何度も似たような御質問をいただいた際に、町長自ら国・県にお伺いして、満額どおり何とかつけてくれということで再三にわたり要望等と一緒にさせていただいてございますので、その辺も御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 地域おこし協力隊でございますけれども、議員御指摘のとおり、まず活動計画、事業計画を構成される受入れ事業者、それに賛同といいますか、応募される隊

員の方、そして制度的に取り扱わせていただいている町、そしてお受け入れいただく地域の方々、そういった関係性をしっかりと構築していく必要がございますので、我々のほうでもますます地域おこし協力隊、本町の地域おこし協力隊の制度の魅力が増すような努力をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ページ数ですけれども22ページ、財産収入で財調の利子を計上しているんですけれども、そこで伺いたいのは、今年度末現在で当町の財調は幾らになっているのか、もしお分かりでしたら。

それと同じように、ページ数23ページ、繰入金、各種基金繰入額があるんですけれども、これまた同じように今年度末、総額等でいいんですけれども、基金残高というんですか、例えば23ページの計と書いてあるところを全部足してその残高になれば答弁は要らないんですけれども。

あと、ページ数32ページ、私も前議員と同じように地域おこし協力隊についてお聞きしたいと思います。

現在11名ということなんですけれども、当町で取り入れている事業者型というんですか、そういういたやつの成果というか、どのような形なのか、今後、例えば普通のと言ったらおかしいですけれども、研究型の地域おこしの活動も必要ではないのかどうか、その辺、課長の所見を伺いたいと思います。

ページ数31ページ、おらほのまちづくり390万円減額になっているんですけれども、その要因と、おらほのまちづくりは、以前もお聞きしたように、集客を目的にするようなそういうような地域のまちづくりだったと思うんですけれども、そこで伺いたいのは、例えばなんですけれども、いきいき体操とかにお茶代が出せないというそういうこともあるみたいですので、おらほの地域づくりではないですけれども、そういった形で地域のコミュニティーの醸成等に対する補助金というんですか、お金を見ていく考えはないか伺いたいと思います。

あと、最後に1点、ページ数48ページ、プロモーション委託料50万円減額なっていますけれども、50万円の減額の要因をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 財政調整基金の残高、そして基金全体の残高という質問と理解いたしました。私が手元に持っているのは1月31日現在の数字でございます。3月末という数字ではないんですけれども、1月31日ということで御説明させていただきます。

まず、財政調整基金の残高は46億7,100万円ほどでございます。

そして、基金全体の残高ということでございますが、財政調整基金、そして特定目的基金ということの合計ということで御説明させていただきます。いわゆる定額運用基金については含まない残高ということで御説明します。その残高は133億9,000万円ほど、1月31日現在でございますが、133億9,000万円ほどの残高となっております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） それでは、2点目、32ページの地域おこし協力隊に関して、議員お話ございましたとおり、本町で採用させていただいておりますのは受入れ事業者型、あるいは国のほうでは委託型といったことで整理されてございますけれども、一方で会計年度任用職員として町が雇用する直接の雇用型といったもの、2パターンがございます。

本町採用の受入れ事業者型のメリットといった部分について申し上げれば、地域おこし協力隊の方々の最終目的というのは、前の議会でも申し上げた記憶がございますけれども、最終的には、その場所、本町であれば本町への定住ということになろうかと思います。

定住に当たりまして、願わくは起業といった形が制度の枠組みとしてはございますので、起業といったことを視野に入れた場合は、町が会計年度任用職員として一時期を雇用させていただくよりも、様々なノウハウをお持ちの方々ですので、それに特化した形で事業者と密接に関係する3年間をお過ごしいただいて、その後、得意な分野等で起業いただくというのが最もベストな流れなんだろうと考えてございます。

続きまして、おらほのまちづくり支援事業補助金でございますが、結果として、2次募集まで行いましたが、2次募集の応募はゼロでございました。

その上で、いわゆるお茶っこ会のようなものでしょうか、そういった集まり等への適用ができるかどうかといった部分については、おらほのまちづくり支援事業補助金直接の適用は困難だと思ってございます。民間の方々にも参画いただいている審査会で審査いたしまして、地域全体にどういった効果、影響をもたらすかといった評価もさせていただいてございますので、他方、議員がお話しされるような地域コミュニティーの中での日々の隣同士のお付き合いといった部分の経費は、こういったおらほのまちづくり支援事業といった枠組みではなくて、その他の制度、各種制度がございますので、例えば社会教育関連ですとか様々あるかと思いますので、そういった枠組みの中で何かしらの経費として見れる部分があれば、そちらのほうで御利用いただくというのがベストだろうと考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 地域プロモーション業務委託料50万円減額の要因でございますけれども、当初、業務委託の中でパンフレットの増刷を予定しておりましたが、年度内は残部数で十分に間に合うことが見込まれたため、これを減額とさせていただいたものです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 財調の残高と基金の残高なんですけれども、こういった合わせて180億円なんですけれども、この金額というのは、当町にとって、何かあった場合というか、そういったときには十分対応できるか、できるというんですか、十分な額なのか、その辺伺いたいと思います。

協力隊に関しては、事業者型を続けていって最終的には起業してほしいというそういう思いを課長から聞いたんですけども、私が再三この場で言うように、同じ会社で雇用型で働いていて、いざ独立となると、おいそれとのれん分けみたいなのは、私は素人ながら思うんですけども、そうした場合、その会社は別部門を目指して研究をお願いしているでしょうか、そういう面からも考えると私は事業者型というのは起業には難しいのではないかというそういう思いがあるんですけども、今後、事業者型と、管理が大変かどうか分からぬですけれども、普通のというんですか、事業者型でないやつも併用していく必要もあるのではないかと思いますが、その辺伺いたいと思います。

おらほのまちづくりに関しては、答弁をいただいたんですけども、私は今後の一般質問も考えているんですけども、乱暴な話かもしれませんけれども、例えば区長あたりが頭になって、ある程度使える予算を補助金みたいにして見てあげるというそういう形はなじむのかなじまないのか、その辺伺いたいと思います。

プロモーションの委託に関しては、結構な金額を委託していると思うんですけども、その仕事仕事によっていろいろ分かれていると思うんですが、ほかのやつは、失礼な言い方なんですけれども、全部予算を消化して事業を行ったというそういうことなのか、再度確認をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（男澤知樹君） 私の説明がまずかったのか、もう一度お伝えします。

財政調整基金の1月31日現在の残高は46億7,100万円でございます。先ほど申したのは、財政調整基金・プラス・特定目的基金の残高として133億9,500万円と申しました。つまり、含めて百三十数億円ということでございますので、そこはお伝えをさせていただきます。

そして、十分かという御質問でございました。以前も同様の質問があったと記憶しております。

す。財政調整基金の残高につきましては、国の一定の基準を見れば、その金額、基準よりも上回っているというふうに私どもは理解をしております。しかし、財政調整基金は不測の事態に備えたお金でございます。このぐらいあれば絶対大丈夫だというものではないというふうに認識しておりますし、毎年度、予算を組むに当たって10億円前後の取崩しをして予算を組んでいるという現状において、これで十分かということに対して、そうですねということは到底申し上げられるような状況にはないというふうに理解しております。以上です。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 地域おこし協力隊の制度設計の部分でお話を賜りました。

受入れ事業者型、委託型の場合に、のれん分けのような形で起業は難しいのではないかといった部分は、確かに見え方とすればそういった見え方もなくはないとは思います。ただ、特段必ずしも起業といったことではございませんし、定住につながるのであれば、そちらの法人で特殊な、特殊なといいますか、たけた能力、能力といいますか、そういったものを生かしていただいてその後も雇用されるというのも一つの選択肢だと思います。

一方で、町が会計年度任用職員として直接雇用するという以外に直接型はないんすけれども、そうなりますと、その任期といったものの考え方と、一番最大は、会計年度任用職員になつていただいた場合には直接に地方公務員法の適用も受けますので、せっかくのノウハウ等、多様な多彩なノウハウ等をお持ちの隊員であつても活動にある程度の制限といったものも出てくるかと思っております。また、任期終了後となった場合に、どうしても直営型ですと、他地域の例を見ますと最たるミッションが各地域に入り込んで地域コミュニティーの盛り上げ役を担つていただく等といったものが目立つておるんですけども、一方で町の職員といったことが将来的に、当然試験等ございますので、約束されない中で、では地域コミュニティーの再生等といったものでなりわいとしてその方が生活できていくかといった部分についてはかなりの難しさがあると考えてございます。ですので、現段階では、おかげさまで本町採用の受入れ事業者型というのはある程度定着してきてございますので、かえってこちらの現制度のほうの内容をしっかりと固めていったほうが現実的なんだろうと私どもでは考えてございます。

また、おらほのまちづくり支援事業補助金につながるお話をいたしまして、地域コミュニティーの活動に対する支援といったことでございました。そもそもといたしまして、コミュニティーの例えばお茶飲み会のようなものに補助といった形が成立するのかといった難しさをしっかりと整理しなければいけないと思います。

その上で、昨日まで当課のほうと建設課のほうで連携をいたしまして、各地域のほうに草対策の関係で区長さんほかの御意見をお伺いする場というのも設けさせていただいてござります。その延長線の中で、地域を持続可能な形で発展させていただくに当たって、いわゆる総合補助金のようなものの必要性も検討のライン上にはのる話だと思います。ただ、一方で、そうした形でトータルでといった形で自由度の高い補助金を交付する場合には、町として何を求めるかを求めていたりとか、あるいは行政区、地域コミュニティー、自治会等からどういったものが求められるかといったことは、公正公平な形での一定のライン引きというのが必要だと思っておりますので、なかなか簡単に一律に何人以上何万円といった形での補助等では難しいものだと思っておりますので、制度を創設するといったとしても、もう少々お時間をいたくといった形になろうかと思います。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） その他の業務委託ということなんですけれども、基本的には3月末までの業務委託で行っておりますので、現時点では仕様に示す業務を完了していただく見込みということになります。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 次に伺いたいのは地域おこし隊なんですけれども、大体分かったんですが、それで、将来的に起業ではなくて、雇用されても、この地域に根づいてというのも変な、移住していただけるというそういう答弁がありました。

そこで伺いたいのは、たしかこの制度をして何年だっけ、事業者型を終えた方たち、任期が終わった方たちがいるんでしたっけ。まだだったらあれなんですけれども、もし終わった方たちでそのまま雇用の形で続いているという方はいるのかいないのか、その辺伺いたいと思います。

あと、まちづくりに関する件なんですけれども、先ほど課長答弁あったように、大体分かるんですけども、でき得るならば、町内各行政区があるわけなんですけれども、区長が決裁といいますか、できる金額をある程度全部の区に見てもらって、その中で区長の采配で草刈りなりいろいろなコミュニティー醸成に使える、そういう補助金というんですか、何という形になるのか分からないですけれども、そうすることによって、例えば団地に住む、団地のある区も普通のところの区もいろいろ使えるのではないかと思うんですけども、そういうところを今後さらに検討していっていただけるかお聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 地域おこしの隊員が引き続き雇用されるという実例があるかどうかといったことで、先日、ちょうど地域おこし協力隊の公式な活動報告会といったものがございまして、今後の予定ということで、引き続き雇用されるといった段取りで進んでいると発表もされてございますので、実例としてはございます。

また、おらほのまちづくり関連として地域コミュニティへの支援といった部分ですけれども、まさに議員がお話しされたのが一般に言われる総合補助金といったような、仮称ですけれども、そういうもののなのだろうと。例えばの話ですけれども、1行政区当たり、こういった、こういった、こういった区分で5万円とか10万円といった上限枠を設ける中で、各区分にどのぐらいのウェート、割合を持たせるかというのは、それは行政区長あるいはその他名称契約会長であるとか自治会長であるとか、こうした方々の御決裁といいますか、御判断といったことも制度の仕組みとしては否定されるものではないだろうと考えてございます。ただ、現段階でその制度といったものがアウトライン含めて確立しているわけではございませんので、検討するとすればといった形で御了解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時45分です。

午後2時26分 休憩

午後2時44分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤正明君。簡明に行ってください。

○7番（佐藤正明君） それでは簡明に。1点と、あと1点は確認でございます。

49ページ、道路維持費の工事請負費、その中の橋梁修繕工事というふうなことで5,000万円ほど減額になっていると。この橋梁工事、町内には111基あるんですが、昨年度から工事が始まって今年度6基が完了したと思うんですけれども、その完了の関係でこれほど減額、予定の橋梁数は何ぼ予定していたかです。それで5,100万円の減額がなっていると。その件の内容をお願いしたいと思います。

それから、参考資料の58ページですか、町道新設改良事業の中で町道入谷小学校線ですか、用地購入費とあるんですが、地権者との調整に時間を要したことから年内の完了が困難になったと。この地権者は何件分か、そしてどのようなで調整がかかったのか、これをお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） まず1件目の御質問でございます。

道路橋りょう費の道路維持費の橋梁修繕でございます。件数は手元にございませんので、金額でお話をさせていただきますと、補助費といたしまして1億3,000万円ほど要望いたしましたが、約9,000万円の交付決定にとどまったということで、結果といたしまして、事業ができずに、予定していた事業ができずに今回減額になったというものでございます。

それと、2件目の入谷小学校線の地権者との調整にということですが、了解等は地権者の方からいただいたございましたが、いろいろな折衝、事務手続に時間をして、今年度内の買収、登記が難しくなったということでございます。（発言あり）

すみません、今、手元に、大変恐縮でございます、件数がございませんので、後ほどお答えをさせていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 橋梁の分ですか、一応6件でないかなと思うんですが、6か所やってもらっている状況でございますけれども、あの工事で、あの状況で終わりなのか。といいますのは、修繕工事ですので、高欄の部分なんか赤さびで今にも、何というんですか、また二、三年後には修繕をかけなければならないと、そういう状況と、あと橋台の近くがちょっと陥没しているところも見受けられますので、その辺のやつをしっかりやってもらえば幾らかでも補助金その他が使えたのではないかなと思います。今やらないとまた何年か後にはやらなければならぬ状況も見受けられますので、取りあえず町には橋梁というやつがさっき言ったんですけども111基ありますので、徐々にその辺を考えて、修繕やるときはしっかりやってもらうようにしてもらいたいと思います。

それと、小学校線は、用地的には協力をもらえると、そういうことですね。分かりました。

じゃあ最初の件だけ。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 今回の修繕につきましては、橋梁点検に基づきまして、修繕箇所判定が「要修繕」となった場所について、国とも予算折衝の上で実施をしているということでございますので、補助で交付決定を受けた部分、あとは緊急に修繕しなければいけない部分というところ、主に根幹的な部分、確かに議員おっしゃるようにガードレール等々という部分もあろうかと思いますが、根幹的な橋台、橋梁の桁の部分ということでございまして、橋台のほうにも一部あるということでございますが、手元に詳しい資料がございませんが、今

回の修繕の中では対象外であった部分ではないかなというふうに思ってございます。

なお、その辺の詳細につきましては、今後また検討といいますか、確認をさせていただければというふうに感じております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） 調査してもらっているのは恐らく委託していると思うんですけども、それに基づいてだけでなく、その調査書に基づいて現地も確認して、見直しも必要ではないかなと、そのように思いますけれども、今後、さっき言ったように箇所数が多くなるので、その辺は今後しっかりとやってもらいたいなと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 判定基準というのがございまして、橋梁点検は3巡目に、111基の3巡目に入っているわけでございますが、当然ながら判定基準の「要修繕」という箇所については順次要望しておるわけでございますが、今回のようにお認めいただけない場合もあるということでございますし、あとは可能な限り、議員おっしゃるとおり、できることなら一回で済ませたいというのはやまやまでございますが、そういう基準等を満たさないとある意味次回とならざるを得ないというような現状もございますので、その辺は、大変恐縮でございますが、御理解をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○7番（佐藤正明君） それでは、認められない場所については、ポットホール等とか、あとは単費で塗装を塗るとか、その辺はやってもらえるということでよろしいですね。予算審査で言えませんので、今ここでお話ししました。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 全てに対応ということはこの場でなかなか申し上げにくいところがございますが、極力努めてまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、簡潔に3件お願ひしたいと思います。
また予算審査で詳しくお尋ねする部分もありますので、補正については疑義をクリアできる答弁をいただければそれで終わりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
それでは、1件目は、32ページ、前段でも出ていましたが、地域おこし協力隊の活動推進補助金、先ほどのいろいろな説明、やり取りの中で、20名を見込んでいたが17名でしたと、プラス途中退職者も出ているということで、最初にお聞きしたいのは、20名というのは目標数

値だったのか、それともこれぐらいは来るだろうと見込んでこういう設定になったのか、その設定の根拠となったものがどうだったのかなというのをお示しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

そして、2つ目は、36ページになります。

先ほどの物価高騰対策の地方創生臨時交付金の中の給付金の部分です。内容は承知いたしました。多めに見積もって、その分を、使った分は、あとは返すという形になると思うんですが、気仙沼市のはうは逆に足らなくて補正を組んだというやり取りもありましたので、そうならない設定はよかったですかなと思いますが、確認です。6月補正ですので、既に対象の方には全額きちんと行っているのかどうかという部分と、1月会議でもありました、年度内にしっかり届くのか、その点をお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

そして、3点目、45ページです。

林業費の中の委託料、素材生産代行ということで、これは参考資料にも関わってくるんですが、減額した分に加えて繰越明許も出ております。繰越明許の説明を見ると、いろいろ確認に時間を要したと、それで繰越しになったという説明が書いてありますが、素材生産代行委託ですので、請負業者がいらっしゃると思います。事業者の状況、課題として、遅れたからだけなのか、それともほかに課題、要因があってそれで繰越しになったのか、その点も説明願いたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 32ページの地域おこし協力隊補助金関連でございます。

当初予算で20名を見込ませていただいた設定根拠でございますけれども、もちろん我々はなるべく移住されてくる方々が多ければ多いほどといった考えもございますけれども、その我々の考えに加えまして、各受入れ事業者、新規の事業者も含めまして、前の年度から様々情報交換等させていただいて、地域おこし協力隊の協力をいただきながらこういった事業計画を定めたい、そういう御相談等来たものの積み上げが結果として20人であったということです。

それに対して実績でございますけれども、先ほど申しましたように、途中解職の方もいらっしゃいますし、公募はしたものの採用までに至らなかつたといったケースもございますし、事業計画そのものの詰めをもう少し時間をいただきたいということが令和6年度になって協議としてそういうお話になったといったことで、結果としてそういう形の減額となってございます。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず定額減税調整給付金の支給の関係でございますけれども、こちらについては4,393名の方から申請をいただきまして、11月末で全て支払いを完了しているといったところでございます。

このほか、6月補正では住民税非課税世帯等臨時特別給付金、それから低所得世帯等こども加算給付金という給付金もございまして、定額減税調整給付金と合わせて3つの給付金がございましたが、全て支払いを完了しているところでございます。

それから、1月に補正をいたしました住民税非課税世帯等臨時特別給付金、それからこども加算給付金につきましても既に支払いをしているところであります、こちらも3月末、今年度の中で支払いを行うところで進めているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 素材生産代行の部分でございます。

こちらにつきましては、議案関係参考資料57ページの1,760万円の繰越しということになっております。この素材生産代行そのものは事業が2本あります、70年生以下の搬出間伐を行うもの、それから60年生以下の搬出間伐を行うものということになっています。60年生以下のほうは約1,200万円の事業費で既に終えているということですが、70年生以下のほうの1,760万円が繰越しということになっております。

理由のほうにも書いたんですが、場所が点在しているということで、入大船、それから蛇王、それから歌津地区の上沢、石泉というように、町内のそれぞれの適正年齢になった部分のものを行いますので、それぞれ点在している部分と、我々が管理しているのが林班図というものと森林簿というもので管理しているんですが、林班図は公図に基づいたものではないので、実際に現地に行って境界測量をする必要があると。こういう部分については若干時間要するものですから、今回は70年生以下の分を繰越しさせていただくというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 伊藤俊君。

○1番（伊藤 俊君） それでは、2件目の給付金については分かりました。スムーズに届くことを、まずはそれが一番と考えておりましたので、よかったです。

それでは、あと2件ですね、続けて質問したいと思うんですが、地域おこしのほうなんですが、これで、とはいって、結果的にはこれだけの大きな金額の減が生じているということで、これは確認ですが、この件は、結局、国庫、国のほうから、総務省のほうから交付金が来ると思うんですが、この減というのは全て返すものなのかどうか、それとも、今回は決算ではな

いのであれですかとも、そこは答えられない部分もあると思うんですが、それが内訳としてどうなのかという部分をこの場で確認しておきたかったんですが、いかがでしょうか。

それから、素材生産代行については、70年生について、場所の点在、それから確認に時間を要したということで説明を受けました。そうであれば、そのまま次年度もしっかり事業を行っていただきたいと思いつつ、ただ、昨今、担い手不足というのが重要課題になっていますので、要は木を伐採する人がいなければ当然進みませんし、運ぶ人もスムーズでなければ当然進みませんし、その点の課題というか、遅れではないという理由で繰り越されたのかどうか、そこを確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 地域おこしの皆様の補助金に関する財源の手当てということでございますけれども、基本的に特別交付税の精算手続によってこちらのほうを受給、受け取るという形になりますので、返還といった手続は出てこないといったことになります。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今回の事業は、森林組合のほうにお願いをしております。人材の確保という部分については森林組合のほうでも十分取り組んでいただいていると思いますので、今回については先ほどお話ししたとおり、境界等に時間を要しての繰越しということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第71号 令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第71号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第71号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては保険税及び県支出金の減額、繰入金等の増額を、また歳出においては決算見込みによる保険給付費等の減額、諸支出金の増額をそれぞれ計上しましたものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第71号令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について細部説明させていただきます。

補正予算書62ページをお開き願います。

今補正予算は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,690万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれの総額を20億3,329万9,000円とするものであります。

詳細につきまして、事項別明細書で説明させていただきます。

最初に、68ページをお開き願います。

まず、歳入1款1項1目一般被保険者国民健康保険税について、被保険者所得の減少に伴う所得割の減少及び被保険者の減少などにより2,477万6,000円を減額するものであります。

4款1項1目保険給付費等交付金について、歳出の保険給付費が見込みを下回ることに伴いまして、1節普通交付金が減額となります。2節特別交付金については、歳出の繰出金、病院の医療機器購入に対する交付金分でございますが、この分で増額となりまして、差引き6,401万3,000円を減額するものであります。

6款1項1目一般会計繰入金は保険基盤安定繰入金等の確定により補正するものであります。

8款1項1目一般被保険者延滞金は保険税延滞金に係る補正でございます。

続いて、70ページ、歳出になります。

2款1項1目療養給付費は、歳入でも申し上げましたが、保険給付費が見込みを下回ることから6,800万円の減額となり、3項1目の審査支払手数料については20万円ほど増額補正するものでございます。

8款2項1目直診勘定繰出金は、歳入でも申し上げましたが、病院の医療機器購入に係る繰出金の補正となります。

9款予備費については財源調整となります。

以上、簡単でございますが、令和6年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）の細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

ございますか。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

それでは、療養給付費が減った、6,800万円減額になるわけですけれども、その要因といったものはどういうものなのか、減額となった、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 細かい分析等はしてないんですが、まずは被保険者の減によるものと見ております。医療費というのは見込みがなかなか難しいものもありまして、例えば高額な医療が突然的に出た場合であれば医療費は上がりますし、感染症が流行すればその分、料金が上がりますので、そういった部分もございますので、なかなか見込みが難しいということですので、トータルでこれまでの実績、12月までの実績状況から見て、予算よりも低く見積もっているということで減額といたしました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今、国のほうでも高額医療についていろいろ議論されていますけれども、その中で心配されることとは、医療を控える、病院に行くことを控えて行かなくなるのではないかというふうなことも危惧されるわけですけれども、今後そういうことも心配されるのかなという私的には思いがあるんですけども、今年度6,800万円少なくなったんですけども、当初予算が出ていますけれども、新年度も医療控えが影響すると私的には思うんですけども、町のほうではその辺をどのように見据えているのか。これは国保だけでなく後期高齢にも言えることなんですが、コロナのほうはあまりなかったと思うんですけども、今月に入ってインフルエンザなどがはやっておりますけれども、その辺はこれらに該当されていないのかどうなのか、今後の見込みをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 先ほども申し上げましたように、医療費の見積りといいますか、なかなか難しいと感じておりますので、あくまでも直近数年の医療費の動向ですとかそういう

った部分を基に積算しておりますので、確実にこのぐらい予算を取ったからこのぐらい出る
というような見込みというのは難しいところでございますので、その辺御理解いただきたい
と思います。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。ほかに。（「なし」の声あり）ないようあります
ので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第72号 令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)

○議長（星 喜美男君） 日程第17、議案第72号令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第72号令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては保険料を、また歳出においては後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ計上したものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、議案第72号令和6年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について細部説明させていただきます。

補正予算書72ページをお開き願います。

今補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ63万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を1億8,594万9,000円とするものであります。

詳細につきましては事項別明細書で説明させていただきます。78ページをお開き願います。

歳入1款1項後期高齢者医療保険料は、歳入見込額がほぼ確定したことによる補正となりま

す。

次ページ、79ページ、歳出1款1項後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料見込額の確定による増額となります。

簡単でございますが、以上で細部説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第73号 令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第4号）

○議長（星 喜美男君） 日程第18、議案第73号令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第73号令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、歳入においては保険料及び今年度の介護給付費負担金の交付決定に基づく国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等を、歳出においては決算見込みによる保険給付費、地域支援事業費等をそれぞれ計上したものです。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） それでは、議案第73号令和6年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第4号）について御説明を申し上げます。

補正予算書81ページを御覧ください。

今補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,148万6,000円を増額し、歳入歳出総額を歳入歳出それぞれ17億1,065万9,000円とするものであります。

補正内容の細部につきましては事項別明細書で説明をいたしますので、87ページを御覧ください。

歳入です。

1款保険料1項1目第1号被保険者保険料ですが、決算見込みによる補正となります。

3款国庫支出金から88ページの5款県支出金までにつきましては、年度内の保険給付を見込み、最終的な申請をしております交付金の額に応じた補正となります。

88ページ下段、7款繰入金から89ページ、9款諸収入までは、記載のとおりの補正内容で計上しております。

続いて、90ページ、歳出でございます。

1款総務費1項1目一般管理費では需用費の減額、2款保険給付費1項介護サービス等諸費の各目につきましては今年度の給付見込みに基づき給付量の精査を行ったところの補正となります。このうち5目施設介護サービス給付費につきましては、サービス利用者の増加に伴い、給付費が増加していることから9,900万円の増額としているところでございます。

続いて、91ページ、2項介護予防サービス等諸費から92ページ下段、6項特定入所者介護サービス等費までにつきましても、今年度の給付見込みに基づき給付量の精査を行ったところの補正となります。

次に、93ページから94ページ中段にかけての3款地域支援事業費につきましては、それぞれ整理予算としての事業費の減額を計上してございます。

6款予備費につきましては財源調整のための計上です。

以上、簡単ですが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点だけお伺いいたします。

90ページの介護サービス等諸費の中の施設介護サービス給付費が9,900万円の補正になっていますけれども、これは施設入所者の施設のほうの給付費の関係で、特養3つとそのほかのつつじ苑とハイム・メアーズ、その全部の施設の分なのかどうなのか、その辺だけお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 議員お話しのとおり、全ての施設が含まれてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、入居者がそれぞれ多くなっているという表れだと思いますけれども、そういう解釈でよろしいのか。というのは、待機者がなくスムーズに入って満床になっているということにつながるかと思うんですけども、その辺お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） 施設入所者数につきましては、昨年度と今年度を比較して十数名ほど増えているといった実情がございます。その背景といいますか、要介護認定をされる方につきましても昨年度と今年度を比較して20名ほど増えていらっしゃるという状況がございますので、そういうところが反映されてこのようないい額になっているというふうに認識をしております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第74号 令和6年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第19、議案第74号令和6年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第74号令和6年度南三陸町市場事業特別会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、決算見込みに基づき、歳入歳出それぞれについて整理を行ったものであります。

細部につきましては担当課長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜

りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） それでは、議案第74号令和6年度南三陸町市場事業特別会計補正予算（第2号）についての細部説明をさせていただきます。

補正予算書の100ページ、101ページの歳入歳出予算事項別明細書をお開き願います。

内容につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万2,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ3,741万1,000円とするものでございます。

その内容につきましては、次のページ、102ページの歳入を御覧ください。

1款1項1目卸売市場使用料につきましては、当初に見込んだ水揚金額30億円に対し今年度実績が27億円と見込まれることから、差額3億円分の使用料、3億円の1000分の5に当たる150万円を減額するものであります。

次に、5款1項1目雑入につきましても、同様に水揚金額の減少に伴うもので減額を行うものであります。

次に、103ページの歳出につきましては、1款1項1目市場管理費において報酬や使用料などを事業実績により減額しております。

また、2款予備費につきましては、歳入の減少に伴い102万6,000円を減額するものでございます。

以上、細部説明となります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、予算より3億円の減ということなんですけれども、（発言あり）水揚額です、今、塩釜魚市場が禁止ということで、船は気仙沼のほうに入港していますけれども、志津川漁港に、市場に塩釜のほうから回ってくる船はあるのかどうなのか、あれば幸いですけれども、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 塩釜魚市場につきましては、主な水揚げがマグロというところでございます。当町の場合は、マグロを買い受ける、競りにかけるというような専門の買受人が少ない状況でございますので、現状では塩釜の影響でこちらの船が増えているというようなことはございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1か月なので、そう長丁場ではないので、見込まれないということで、残念ですけれども。

今年はそういう水揚げが少なかったということは、来年にもつながることなのか、来年に期待したいはずなんですけれども、こういう状況を見ると来年につながらないのかなという思いがありますけれども、担当課長として、来年度、新年度はどういうふうな見方をしているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 今回3億円の減ということでございますが、こちらにつきましてはギンザケの水揚げが前年に比べて6億円ぐらい低くなつたというのが現状でございます。もともと予算を立てるに当たつては、昨年1月、既にギンザケの稚魚が生けすに入っている状況の中で、海水温の上下によって多少なりとも稚魚のへい死が見られるという情報をいただいておりましたので、前年よりも低めの水揚げになるだろうということで、もともと予算のほうはそれほど多くは取っていないということで済んで、今回はその水揚げ金額の影響は3億円程度というところになっています。

今年度については、今のところギンザケの稚魚は順調に進んでいると伺っておりますので、今年度よりは水揚げ回復に期待をしたいなというところでございます。ただ、近年、海水温の上昇等があつて、見通しというのは我々でもなかなか見通せないと。昨年、水揚げが一切なかつたイサダが今水揚げされているというふうな状況でございますので、来年度も水温が安定して、これまでのような水揚げがなされるのを我々としても期待しているというところでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですね。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ページ数100ページ、お聞きしたいのは、課長答弁があつたんですけれども、ギンザケの分が6億円ぐらい、これは金額ベース、私がお聞きしたかったのは、減つた分のあれで水揚げの量で減つたのか、それとも金額、単価というんですか、それで減つたのか、その辺もし分析、お分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） ギンザケで申しますと、令和5年が5,400トンほど、今年が3,700トンほどで、量も当然減つていると。単価のほうにつきましては、昨年、令和5年が680円ほど、今年が740円ほどということで、量は減りましたけれども単価は若干上がってい

るというふうな状況です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ギンザケの分は分かったんですけれども、そのほかの魚種というんですか、そういったやつでの今回のこういった響き、例えばワカメは出しているんでしたっけ、ワカメが悪かったから減ったとか、そういった要因、もしギンザケ以外でそういった変動が見られたら、そのところも伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（遠藤和美君） 市場に揚がっている魚種は多々あるので、全てを網羅することはできないんですけれども、特徴といえば、先ほど申したイサダが3月になって揚がってきているというのもありますし、定置網のほうでマイワシが大分入っているという情報もいただいております。他方、これまでも出てきたアキザケというのがほとんど見られないというふうな状況ですし、それからマダコですね、こちらのほうの水揚げは、市場としての水揚げは若干減っていますけれども、今回歌津漁協のほうで共販をやっている部分もあって、そういう影響もあって市場の水揚げは若干下がっていますけれども、タコそのものは小ぶりなものが多いため、水揚げ全体としては昨年度とほぼ同じぐらいなんだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第75号 令和6年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第20、議案第75号令和6年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第75号令和6年度南三陸町病院事業会計補

正予算の概要について御説明申し上げます。

今補正につきましては、資本的収支において、医療機器の更新に係る企業債、補助金等の所要額を変更するものであります。

細部につきましては病院事務部事務長から御説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。南三陸病院事務長。

○南三陸病院事業部事務長（佐藤宏明君） それでは、議案第75号令和6年度南三陸町病院事業会計補正予算（第2号）の細部説明をさせていただきます。

補正予算書106ページをお開きください。

今補正につきましては、本年度に購入いたします医療機器が確定いたしましたので、資本的収入及び支出について整理予算として所要額を補正計上したものでございます。

詳細を病院事業会計補正予算に関する説明書、事項別明細書にて説明させていただきますので、111ページ、112ページをお開きいただきたいと思います。

先に、112ページの支出になります。

1款1項1目有形固定資産購入費の本年度支出見込額が起債対象となります医療機器8機種など7,880万円ほどとなり、以下2項1目企業債元利償還金では、本年度償還元金を精査し、併せまして不用額となる4,041万5,000円を減額補正といたしました。

次に、その財源といたしまして、111ページ上段の収入になります。

1款1項1目建設改良費等の財源に充てるための企業債を4,420万円の減額とし、1款3項3目他会計補助金においてさきに国民健康保険特別会計で御決定をいただきました調整交付金378万7,000円を追加するなど、支出額と同額の4,041万5,000円を不用額として減額をしたものでございます。

以上、簡単でございますが、説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数を示しの上、簡潔に行ってください。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1点お伺いいたします。

企業債の内訳として、限度額が11億4,000万円から7,000万円に減額なったわけですけれども、証書借入れとなっています。利率が3%以内ということなんですけれども、現在の利率、借入利率は何%なのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事業部事務長（佐藤宏明君） 企業債の借入れに当たりましては、町内の金融機関から貸付利率を見積り徴収させていただきまして、利率の安いところ、安い利率を提示した金融機関から借入れをするという手法を取っておりますが、現在の利率の推移というのが約1%前後で推移しているというふうに思われます。ただ、全体的に利率が伸びている状況でございまして、昨年度の借入利率よりも約倍に近いような伸び率になっているのかなというふうに見込んでいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1%といえども昨年の倍になるということなんですかけれども、そこで、医療機器整備8機種というわけですけれども、今、手術などをどの程度しているのか、耐用年数が来たから全部交換するという手法を取っているのか、それとも中核病院に紹介してやるから、手術が少ないから最小限度のものをそろえると、そういう計画なのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事業部事務長（佐藤宏明君） 医療機器の調達に当たりましては、毎年度当初予算編成時に各担当部門から機器の状況をヒアリングいたしまして、調達する医療機器の選定をさせていただいております。その中で、経年劣化等によって年度途中でどうしても修繕対応ができないとなったもの等々で急遽購入しなければならないというものもあるんですが、できるだけ計画的に、経年したものについて更新をするという計画を立てて購入をしているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、先生の手術レベル、そういうものも必要となってくるので、その辺も考慮しながら、病院の機器というのは1つといつても高額なものになりますので、そして耐用年数も短いものからいろいろあるわけですけれども、その辺を精査しながら、最小限度で最大の効果を発揮できるような運営をしていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今ので分かったんですけれども、そこで再度伺いたいのは、個々の金額はよろしいですので、その8機種という機械はどういったやつなのかお知らせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 病院事務長。

○南三陸病院事業部事務長（佐藤宏明君） 主なものだけ、金額の大きいところといいますか、お知らせさせていただきますと、先ほど国民健康保険の交付金が当たったという部分がありますが、そういうしたものとして今年度は歯科診療ユニットの購入とか、それからレントゲンで使用します画像処理ユニットの購入など、それから眼圧の測定器、生体情報管理システム、内視鏡大腸カメラ、それから透析の検査システム、あとはモニタリングをするためのシステムがあるんですけれども、こちらのほうを購入、都合8機種を調達させていただいているということです。

いずれの医療機器というのも耐用年数というのは大体5年から7年ということになるんですが、できるだけ使えるうちは使うように心がけておりまして、どうしても更新が必要なものに優先順位をつけて今後も調達してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり） ないようありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第75号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、10日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、10日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

どうも御苦労さまでした。

午後3時37分 延会

